

# 神埼市財務規則

平成18年3月20日

規則第42号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 予算

第1節 予算の編成（第5条—第10条）

第2節 予算の執行（第11条—第23条）

第3章 収入

第1節 調定（第24条—第31条）

第2節 納入の通知（第32条—第34条）

第3節 収納（第35条—第37条）

第4節 収入の整理等（第38条—第45条）

第4章 支出

第1節 支出負担行為（第46条—第49条）

第2節 支出命令（第50条—第56条）

第3節 支出の特例（第57条—第68条）

第4節 支払の方法（第69条—第73条）

第5節 小切手の振出等（第74条—第81条）

第6節 支出の整理等（第82条・第83条）

第5章 決算（第84条—第86条）

第6章 契約

第1節 通則（第87条）

第2節 一般競争入札（第88条—第98条）

第3節 指名競争入札（第99条・第100条）

第4節 隨意契約及び競り売り（第101条—第104条）

第5節 契約の締結（第105条—第109条）

第6節 契約の履行（第110条—第115条）

第7章 現金及び有価証券

第1節 歳計現金（第116条—第118条）

第2節 歳入歳出外現金等（第119条—第122条）

第8章 指定金融機関等

第1節 通則（第123条—第128条）

第2節 帳簿等（第129条—第132条）

第9章 物品

第1節 通則（第133条—第136条）

第2節 出納及び管理（第137条—第148条）

第10章 債権（第149条—第159条）

第11章 出納機関（第160条—第164条）

第12章 検査及び賠償責任（第165条—第170条）

第13章 雜則（第171条—第176条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の2の規定により、法令その他に定めるものを除くほか、財務に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。
- (3) 各課等 神埼市事務分掌規則（平成18年神埼市規則第3号）第2条第1項及び第2項に規定する課及び室、神埼市教育委員会事務局組織規則（平成18年神埼市教育委員会規則第4号）第2条に規定する課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局をいう。
- (4) 部長等 神埼市部設置条例（平成18年神埼市条例第7号）第1条に規定する部の長、神埼市総合支所設置条例（平成18年神埼市条例第8号）第2条に規定する総合支所の長、教育委員会事務局の長及び議会事務局の長をいう。
- (5) 課長等 第3号に規定する各課等（議会事務局を除く。）の長をいう。
- (6) 予算執行者 市長又は神埼市長の職務代行者を定める規則（平成18年神埼市規則第12号）、神埼市事務決裁規程（平成18年神埼市規程第5号）若しくは

神埼市教育委員会事務専決規則（平成18年神埼市教育委員会規則第6号）の規定に基づき、予算執行に関する事務を専決する者をいう。

(7) 出納員等 法第171条第1項に規定する出納員及びその他の会計職員をいう。

(8) 会計職員 法第171条第1項に規定する出納員以外の会計職員をいう。

(9) 指定金融機関等 令第168条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。

(10) 財務会計システム 財務会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

(事務処理の原則)

第3条 予算の執行その他財務に関する事務を処理する職員（次項に規定する職員を除く。）は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入を確保し、及び歳出を適正に執行する責めを負わなければならない。

2 出納員等は、法令、条例、規則その他の定めるところに準拠し、それぞれの職分に応じ、厳正かつ適確に出納事務を処理する責めを負わなければならない。

(予算関係事項の合議等)

第4条 部長等は、次に掲げる事項については、総務部長及び財政課長に合議をしなければならない。

(1) 国県補助事業及び市債対象事業の計画に関すること。

(2) 予算を伴う条例、規則、告示及び訓令の制定及び改廃に関すること。

(3) 債権及びこれに係る損害賠償金の免除並びに欠損処分に関すること。

(4) 法第234条の3の規定による長期継続契約の締結に関すること。

(5) 負担付寄附の受納に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

2 部長等は、前項第2号から第5号までに掲げる事項及び次に掲げる事項については、収入役に協議をしなければならない。

(1) 物品又は動産につき市以外のものとの貸借に関すること。

(2) 第43条に規定する歳入の徴収又は収納の委託及び第73条に規定する支出事務の委託に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

## 第2章 予算

### 第1節 予算の編成

#### (予算の編成方針)

第5条 総務部長は、市長が定める翌年度の予算編成方針を、毎年10月末日までに、部長等に通知する。

2 総務部長は、前項の予算編成方針に基づき、予算編成要領を作成し、予算編成方針とともに部長等に通知するものとする。

#### (予算見積書等の作成及び提出)

第6条 部長等は、前条の予算編成方針に基づき、その所管に属する事務又は事業について、次に掲げる予算見積書等を作成し、指定期日までに総務部長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算要求書
- (2) 繙続費見積書
- (3) 繰越明許費見積書
- (4) 債務負担行為見積書
- (5) 地方債見積書
- (6) 給与費明細書
- (7) 繙続費執行状況等に関する調書
- (8) 債務負担行為支出予定額等に関する調書
- (9) 事業実施計画書その他必要と認められる書類

#### (予算の査定及び通知)

第7条 総務部長は、予算見積書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要な調整を行い、市長の査定を受けなければならない。

2 総務部長は、前項の審査を行う場合において必要があるときは、部長等の意見又は説明を求めることができる。

3 総務部長は、第1項に規定する市長の査定が終了したときは、その結果を部長等に通知するとともに、当該見積額等の査定に基づいて、予算案及び令第144条第1項に規定する予算に関する説明書を調製し、市長の決裁を受けなければならない。

#### (歳入歳出予算の区分)

第8条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによ

る。

2 歳入歳出予算の目及び歳入予算の節の区分は、毎年度歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 歳出予算の節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分による。

(補正予算)

第9条 補正予算の編成手続については、前3条の規定を準用する。

(予算の成立の通知)

第10条 総務部長は、令第151条の規定に基づき、予算が成立したとき又は予算について市長が専決処分をしたときは、直ちにその内容を収入役に通知しなければならない。

第2節 予算の執行

(予算の執行方針)

第11条 総務部長は、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、市長の命を受け、予算の執行方針を定め、前年度の3月31日までに部長等に通知しなければならない。

(予算の執行計画等)

第12条 部長等は、予算が成立したときは、前条の予算執行方針に基づき、歳入歳出予算執行計画書（以下「執行計画書」という。）を作成し、指定期日までに総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の執行計画書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調整を行い、執行計画及び資金計画を作成するものとする。この場合において、執行計画書に調整を加えたときは、総務部長は、その内容を部長等に通知するものとする。

3 部長等は、特別な事由により執行計画書を変更する必要があるときは、毎月末日に総務部長に送付しなければならない。

4 総務部長は、資金計画を作成したときは、収入役に通知するものとする。

5 課長等は、収入支出予定額300万円以上のものについては、前月の18日までに会計課長に通知しなければならない。

(歳出予算の配当)

第13条 歳出予算の配当（前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故

繰越しされた経費を含む。以下同じ。)は、予算の成立の日の翌日をもって行い、原則として年間配当とする。

- 2 総務部長は、歳出予算の配当について必要があるときは、その全部又は一部の配当を保留することができる。
- 3 第16条の規定による予算の流用及び第17条の規定による予備費の充用の決定があつたときは、それぞれ予算の配当があつたものとする。
- 4 総務部長は、前3項の規定により歳出予算の配当をしたときは、収入役及び部長等に通知しなければならない。ただし、歳出予算の配当を財務会計システムで行ったときは、当該通知をしたものとみなす。
- 5 部長等は、配当された歳出予算のうち、その予算執行者を変更する必要があるものについては、その執行を他の予算執行者に委任することができる。

(予算の再配当)

第14条 部長等は、必要と認めるときは歳出予算の再配当を求めることができる。

(予算執行の制限)

第15条 岁出予算は、配当された金額を超えて執行してはならない。

- 2 部長等は、歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金及び市債その他特定の収入を充てるものは、その収入が確定した後でなければ執行することはできない。ただし、特別の事由がある場合は、総務部長を経て、市長の決定を受け、執行することができる。
- 3 前項の収入が予算額より減少したとき又は減少する見込みがあるときは、当該減少した財源又は減少する見込みの財源に相当する歳出予算を執行してはならない。ただし、特別の事由により執行を要するときは、総務部長の承認を受け、これを執行することができる。

(歳出予算の流用)

第16条 部長等は、予算の定めるところにより、歳出予算の項の金額を他の項へ流用しようとするとき又は目及び節の金額を流用しようとするときは、歳出予算流用申請書を提出し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、流用しようとする金額が50万円未満のときは、この限りでない。

(予備費の充用)

第17条 部長等は、予備費の充用を必要とするときは、予備費充用申請書を提出

し、市長の決裁を受けなければならない。

(弾力条項の適用)

第18条 部長等は、法第218条第4項の規定の適用を受ける特別会計で、同項の規定を適用する必要があるときは、特別会計増加収支見積書を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項に規定する特別会計増加収支見積書の提出があったときは、これを審査し、市長の決裁を受けなければならない。

(継続費の遞次繰越し)

第19条 部長等は、令第145条第1項の規定により継続費の遞次繰越しをする必要があるときは、継続費繰越説明書を作成し、当該年度の2月末までに総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により継続費繰越説明書の提出があったときは、市長の決裁を受けなければならない。

3 総務部長は、前項の規定により継続費の遞次繰越しが決定されたときは、その旨を収入役及び当該部長等に通知しなければならない。

4 部長等は、継続費の遞次繰越しをしたときは、継続費繰越計算書を作成し、翌年度の5月までに総務部長に提出しなければならない。

(継続費の精算報告)

第20条 部長等は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し、当該継続費の終了年度の翌年度の6月末までに総務部長に提出しなければならない。

(繰越明許費の繰越し)

第21条 部長等は、令第146条第1項の規定により繰越明許費に係る繰越しをする必要があるときは、繰越明許費繰越説明書を作成し、当該年度の2月末までに総務部長に提出しなければならない。

2 第19条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「継続費繰越説明書」とあるのは「繰越明許費繰越説明書」と、「継続費繰越計算書」とあるのは「繰越明許費繰越計算書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(事故繰越し)

第22条 部長等は、法第220条第3項の規定により事故繰越しをする必要がある

ときは、事故繰越し繰越説明書を作成し、当該年度3月末までに総務部長に提出しなければならない。

2 第19条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「継続費繰越説明書」とあるのは「事故繰越し繰越説明書」と、「継続費繰越計算書」とあるのは「事故繰越し繰越計算書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(財政運営に関する調査等)

第23条 総務部長は、財政の健全な運営及び予算の執行の適正を期するため、必要に応じ、部長等に対し資料の提出若しくは報告を求め、又は予算の執行状況について調査することができる。

第3章 収入

第1節 調定

(調定)

第24条 予算執行者は、歳入を収入するときは、令第154条第1項の規定による調査をし、適正であると認めるときは、調定通知書により調定し、収入役へ通知しなければならない。

2 予算執行者は、歳入予算の科目が同一であって、同時に2人以上の納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内容を明らかにして、当該調定の合計額をもって調定することができる。

3 予算執行者は、調定額を算定するときは、別に定めがあるもののほか、次に掲げる計算方法によらなければならない。

(1) 年額で定めたもので1年に満たないときは、その始期の属する日の月から、終期の属する日の月までの月数による月割りで計算する。

(2) 月額で定めたもので1月に満たないときは、その月の現日数による日割りで計算する。

(3) 月割り又は日割りで計算するものは、すべて前乗後除とする。

(調定の時期)

第25条 予算執行者は、歳入を調定しようとするときは、納期の一定した歳入にあっては納期前までに、随時の歳入にあってはその原因の発生する都度調定しなければならない。

(事後調定)

第26条 前条の規定にかかわらず、予算執行者は、令第154条第3項ただし書の規定による歳入及びその性質上収納前に調定し難い歳入が収納された場合においては、収入役又は出納員等からの収納の通知に基づき、前条の規定に準じて調定するものとする。ただし、これらの歳入で収入役が必要と認めたものは、1箇月分を取りまとめて調定することができる。

(調定の変更)

第27条 予算執行者は、調定をした後において、法令の規定、過誤その他の事由により、当該調定を変更しなければならないときは、前3条の規定に準じて手続をしなければならない。

(分納金の調定)

第28条 予算執行者は、令第169条の4第2項に定める延納の特約又は令第171条の6に定める履行延期の特約若しくは処分により分割納付を認めたものについては、第24条の規定に準じて手続をしなければならない。

2 前項の場合において、当該特約又は処分に基づく各納期が到来するごとに当該納期限に係る金額について調定しなければならない。ただし、定期に納付させる処分又は特約がある歳入については、一会计年度間に係るものに限り、2以上の納期に係る分を一時に調定することができる。

(返納金の戻入)

第29条 予算執行者は、令第159条の規定による返納金を戻入させるときは、戻入命令書を作成し、第24条及び第25条の規定に準じて処理しなければならない。

2 前項の場合において、予算執行者は、第32条及び第34条の規定に準じて、直ちに返納通知書、返納済通知書及び領収証書（以下「返納通知書等」という。）を返納義務者に送付しなければならない。

(支払未済繰越金の調定)

第30条 収入役は、指定金融機関から令第165条の6に基づく報告があったときは、支出命令書等と照合の上、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行者に通知しなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定による通知を受けたときは、第22条及び第23条の規定に準じて手続をしなければならない。

(収入未済繰越金の調定)

第31条 予算執行者は、現年度の調定に係る歳入で、当該年度の出納閉鎖期日ま

でに収入済とならなかったもの（不納欠損処分されたものを除く。）があるときは、滞納整理票を作成し、その金額を翌年度の調定額として繰り越さなければならない。

2 前項の規定による繰越しをしたときは、第24条及び第25条の規定に準じて手続をしなければならない。

## 第2節 納入の通知

### （納入の通知）

第32条 予算執行者は、歳入の調定をしたときは、令第154条第2項に定める歳入を除いて、直ちに納付通知書、納付済通知書及び領収証書（以下「納付通知書等」という。）を納入義務者に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、令第154条第3項ただし書の規定により、口頭、掲示その他の方法により、納入の通知をすることができる。

- (1) 使用料、手数料その他これらに類するもので、直接窓口等で取り扱う収入
- (2) 競り売りその他これに類する収入
- (3) 前2号に掲げるもののほか、納付通知書等により難いと認められる収入

### （納入通知書等の変更）

第33条 予算執行者は、納付通知書等又は返納通知書等を発した後に、次に掲げる事由に該当するときは、新たに納付通知書等又は返納通知書等を作成し、納入義務者に送付しなければならない。

- (1) 特別の事情により、納入義務者から分割納付の申出があったとき。
- (2) 債務者の弁済した金額が収納すべき金額に足りないため、弁済の充当をした場合の未納元本を徴収するとき。
- (3) 第28条の規定により減額調定した場合、改めて変更額による納入の通知をするとき。
- (4) 納付通知書等又は返納通知書等を亡失若しくはき損したとき。
- (5) 保証人に対して、納付の請求をするとき。

2 前項第1号及び前項第3号に係るものについては「変更」と、前項第4号に係るものについては「再発行」と、前項第5号に係るものについては「保証人用」とそれぞれ記載しなければならない。

### （納期限）

第34条 予算執行者は、法令その他に定めがある場合を除くほか、納期限の20日前までに納入場所を指定して納付通知書等を発しなければならない。

2 予算執行者は、納入の通知をした後において、令第171条の3の規定により納期限を繰り上げて徴収する必要があるときは、その旨を納入義務者に通知しなければならない。

### 第3節 収納

#### (直接収納)

第35条 歳入について、納入義務者から現金又は証券で直接収納したときは、出納員等は、出納員領収証書を納入者に交付しなければならない。

2 前項の場合において、会計職員が直接収納したときは、直ちに出納員に領収証書の原符を添えて引き継ぎ、当該原符に現金領収済日付印を受けなければならない。

3 証券をもって収納するときは、出納員領収証書に証券の券面額及び種類を記載し、確認しなければならない。

4 窓口において、金銭登録機に登録して収納する収入又は入場料その他これに類する収入で、現金領収証書を交付し難いものについては、収入役が認めたものに限り、金銭登録機による記録紙又は入場券等をもって、現金領収証書に代えることができる。

5 出納員は、現金又は証券を直接収納したときは、出納員現金出納簿に登記し、即日、これを納付通知書等により指定金融機関に払い込み、領収証書の交付を受けなければならない。ただし、即日払い込むことができないときは、出納員現金出納簿に登記し、自己の責任においてこれを保管し、翌日（休日のときは順延）払い込まなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、収入役の承認を受けた出納員は、毎月2回以上まとめて払い込むことができる。

#### (口座振替による納付)

第36条 納入義務者が歳入を口座振替の方法によって納付しようとするときは、指定金融機関等に預金口座を設けているときでなければならない。

#### (郵便振替による納付)

第37条 歳入の収納は、指定金融機関等によるほか、郵便振替によることができる。

#### 第4節 収入の整理等

##### (過誤納金の還付等)

第38条 予算執行者は、歳入金について過誤又は誤納があったときは、直ちに過誤納金還付命令書（歳出から支出するものにあっては支出命令書）により還付の手続をとらなければならない。

2 前項の手続においては、請求書を徴しなければならない。ただし、少額多数のもので請求書を徴し難いもの又は資金前渡若しくは隔地払のいずれかの方法で支払のできるものについては、当該職員の作成した戻出額調書をもって、これに代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、予算執行者は、過誤納金を他の歳入に充当することができる。この場合において、歳入から戻出するものにあっては歳入更正書により、歳出から支出するものにあっては振替命令書により充当の手続をとるものとする。

4 予算執行者は、過誤納金に加算する還付加算金を支出しようとするときは、還付に係るものにあっては第2項の例により、充当に係るものにあっては前項の例により当該還付又は充当と併せて支出の手続をしなければならない。

##### (収入金の整理)

第39条 収入役は、指定金融機関から領収済通知書の送付を受けたときは、収入日計表を作成しなければならない。

2 収入役は、前項の規定により収納の通知を受けたときは、速やかにこれを予算執行者に通知するものとし、当該通知は領収済通知書の回付をもって代えることができる。

##### (督促)

第40条 予算執行者は、法第231条の3第1項及び令第171条の規定により督促を必要とするときは、納期限後20日以内に督促状により督促をしなければならない。

2 督促状に指定すべき納期限は、発行の日から10日以内における適當と認められる期限でなければならない。

3 納入義務者の住所又は居所が不明等の場合の督促状の送達及び公示送達については、市税の例による。

##### (滞納処分)

第41条 予算執行者は、法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権について、債務者が前条第2項の規定により指定された期限までに債務を履行しないときは、吏員を指定して、市税の滞納処分の例により処分をしなければならない。

2 前項の規定以外の債権で前条第1項の規定による督促をした後30日を経過してもなお履行されないときは、令第171条の2、第171条の5又は第171条の6の規定により措置しなければならない。

3 予算執行者は、前2項の規定による処分をしたときは、徴収金整理簿を整理し、直ちに債権整理簿に転記しなければならない。

4 第1項の規定により指定された吏員が滞納処分を行うときは、滞納処分証を携行しなければならない。

(不納欠損処分)

第42条 予算執行者は、法第236条の規定による権利の時効による消滅又は令第171条の7に定める債権の免除等により欠損処分すべきものがあるときは、不納欠損処分伺書を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

2 予算執行者は、不納欠損処分の決裁を受けたときは、徴収金整理簿に整理の上、不納欠損処分調書を作成し、これを収入役に提出しなければならない。

(収入金の更正)

第43条 予算執行者は、収入済の収入金について、年度、会計又は科目に誤りを発見したときは、歳入更正書により、収入役に通知しなければならない。

2 収入役は、前項の通知があったときは、速やかに更正の手続をとるとともに、当該誤りが指定金融機関等の記録に關係するものであるときは、直ちに指定金融機関等に通知しなければならない。

(歳入の徴収又は収納の委託)

第44条 予算執行者は、令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、歳入の名称、事務の範囲その他必要な事項を記載した委託契約書案を添付して、あらかじめ収入役と協議の上、市長の決裁を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する委託の契約を締結したときは、令第158条第2項の規定によりその旨を告示し、かつ、納入義務者の見やすい方法により公表するとともに、収入役に通知しなければならない。当該契約を取り消した場合も、また同様とする。

- 3 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、所定の標札を見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 受託者は、歳入を徴収し、又は収納したときは、歳入受託者領収済日付印を押印した領収証書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、第35条第4項に規定する収入で、領収書を交付し難いものについては、この限りでない。
- 5 受託者は、現金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込み、領収証書の交付を受けなければならない。
- 6 受託者は、歳入受託者現金出納簿を備えて、収納又は払込みの都度これを登記し、関係書類とともに5年間保存しなければならない。

（現金等による寄附の受納）

第45条 予算執行者は、現金等（債券、基金及び物品を含む。）による寄附を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 寄附を受けようとする理由
- (2) 寄附の内容
- (3) 寄附しようとする者の住所及び氏名
- (4) 寄附に際し、条件があるものについてはその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 予算執行者は、前項の規定により市長の決裁を得たときは、寄附受納書を当該寄附者に交付するものとする。

## 第4章 支出

### 第1節 支出負担行為

（支出負担行為）

第46条 支出負担行為は、配当予算の範囲内で行わなければならない。

- 2 予算執行者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書によらなければならない。
- 3 前項の支出負担行為書は、支出負担行為として整理する時期が別表第1に規定する支出決定のときとなっている経費又は別表第1の2に係るものについては、支出負担行為兼支出命令書によることができる。

（支出負担行為の整理区分）

第47条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲、支出負担行為

に必要な書類及び収入役に協議を要するものは、別表第1に定める区分による。ただし、資金前渡、繰替払、過年度支出、繰越金、返納金の戻入及び債務負担行為に係るものについては、別表第1の2によるものとする。

(支出負担行為の変更等)

第48条 予算執行者は、支出負担行為を変更し、又は取り消す場合は、前2条の規定に準じ整理しなければならない。

(事前協議の審査)

第49条 予算執行者は、別表第1に規定する収入役に協議を要する経費について支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書に同表に規定する書類を添え、収入役に協議しなければならない。

## 第2節 支出命令

(請求書による原則)

第50条 支出命令は、次に掲げる事項を記載した債権者からの請求書によらなければならぬ。

- (1) 請求金額算出の基礎及び債権を証すべき事実
- (2) 債権者又は代理人の住所、氏名及び押印（法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名及び押印）
- (3) 請求年月日
- (4) 口座振替払の申出を行う場合にあっては、振込先金融機関名、預金種目、口座名義人及び口座番号

(請求書による原則の例外)

第51条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、債権者の請求書によらず、担当職員が作成した支払額調書又はその支出の内容を明らかにした明細書をもって請求書に代えることができる。

- (1) 報償費のうち謝金、報償金及び賞賜金
- (2) 市債及び一時借入金の元利支払金
- (3) 扶助費のうち金銭で給付するもの
- (4) 積立金及び繰出金
- (5) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金
- (6) 市町村職員共済組合事業主負担金及び保険料
- (7) 官公署の発する納入通知その他これに類するものにより支出するもの

- (8) 還付金及び還付加算金
- (9) 契約に基づき債務の確定した賃借料、手数料、使用料等で、債権者から請求書を徴する必要がないと認められる経費
- (10) 債権者から請求書を徴することができない経費  
(支出命令)

第52条 支出命令は、予算執行者が科目ごとに支出命令書により決議し、収入役へ送付することにより行うものとする。

- 2 前項において、同一の支出科目から同時に2人以上の債権者に対して支出しようとするときは、債権者の内訳を明示しなければならない。
- 3 給料、職員手当等、職員共済組合負担金、公務災害補償基金負担金、社会保険料及び国民健康保険事業における出産育児諸費については、科目を集合して支出命令をすることができる。

(支出命令書に添付すべき書類)

第53条 支出命令書には、請求書、支出負担行為書及び別表第1に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 債権譲受人であるときは、債権譲渡証書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、収入役が必要と認める書類
- 2 予算執行者は、前項の書類について、次に定めるところにより取り扱わなければならない。
- (1) 債権者の住所及び氏名は明確に記載させ、印鑑は朱肉をもって明瞭に押さること。
  - (2) 内容の記載事項を訂正したときは、債権者の認印を押させること。
  - (3) 数葉をもって1通とする場合は、債権者に割印させること。
- 3 補助金、交付金及び負担金で、確定払をするときは、精算書又は交付額の決定に必要な書面を徴し、交付額の確定をした後でなければ支出することはできない。

(支出命令書の送付期限)

第54条 支出命令書の収入役への送付期限は、原則として次のとおりとする。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。

- (1) 支払期日の定めのあるものは、その支払期日7日前
- (2) 資金前渡し及び旅費の概算払は、受領予定日5日前

- (3) 前号に掲げるもの以外のものは、債権者の請求書提出の日以後10日以内  
2 支出命令書の送付が年度内に完了しないものについては、4月30日までに収入役に送付するものとする。ただし、特別の事由のあるものについては、この限りでない。

(支出命令の審査及び確認)

第55条 収入役は、支出命令書に基づき支払を決定しようとするときは、適正に審査を行い、確認しなければならない。

- 2 収入役は、前項の審査の結果、支払をすることができないと認めるときは、理由を付し、予算執行者にこれを返付しなければならない。  
3 収入役は、第1項の場合において必要があると認めるときは、実地に確認することができる。

(債権者の印鑑)

第56条 債権者が債権の請求に使用する印鑑（以下「請求印」という。）及びその請求に係る金額を領収しようとするときに使用する印鑑（以下「領収印」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 請求印は、契約書等のあるものについては、契約書等に用いた印鑑と同一のものであること。ただし、紛失その他やむを得ない理由により改印し、印鑑証明書を添付した場合又は第三者をして正当債主であることを証明した場合を除く（次号において同じ。）。  
(2) 領収印は、請求印と同一であること。  
2 印鑑は、ゴム印等で使用の都度形状が変わるものを使用してはならない。  
3 災害等やむを得ない事情により印鑑を使用することができない場合は、第三者をして正当債主であることを証明し、かつ、収入役の承認を得た場合に限り、本人のば印をもってこれに代えることができる。

第3節 支出の特例

(資金前渡できる経費)

第57条 令第161条の規定により資金の前渡しをすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 外国において支払をする経費  
(2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費  
(3) 給与その他の給付

- (4) 市債及び一時借入金の元利支払金並びに供託金
- (5) 還付金及び戻出金
- (6) 謝礼金、報償金、慰問金その他これらに類する経費
- (7) 社会保険料及びその他の保険料
- (8) 官公署及び公団、公社等に対して支払う経費
- (9) 生活保護費
- (10) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (11) 賃金
- (12) 報酬、出席費用弁償その他これらに類する経費
- (13) 委託料
- (14) 小災害罹災者に対する見舞金
- (15) 浮浪者等の措置に要する経費
- (16) 国民健康保険事業における高額療養費、出産育児諸費及び葬祭費の各給付金
- (17) 収入印紙、郵便切手及びこれらに類するものの購入に充てる経費
- (18) 会議又は講習会等で直接支払を要する経費
- (19) 交際費
- (20) 消費者行政の商品試買に要する経費
- (21) 児童手当
- (22) 老人保健事業における医療費支給費
- (23) 有料道路の通行料及び有料施設の入場料又は使用料
- (24) 支所において直接現金の支払を必要とする経費

(資金前渡の限度額)

第58条 前条の規定により前渡しする資金の限度額は、常時の費用に係るものについては、1箇月分の予定金額、それ以外のものについては、それぞれの職員に対し、所要の金額とする。

(資金前渡職員)

第59条 予算執行者は、その所管に係る歳出について資金前渡の方法で支出するときは、資金前渡を受ける職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定して、請求させなければならない。

2 職員等に支給する給与その他の給付に係る資金は、各課等の庶務担当の係長に

前渡し、これらの者に事故があるとき又は欠けたときは、課長等が指定する職員に前渡しする。

3 資金前渡職員が異動、退職等により支払の事務ができなくなったときは、5日以内に関係帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならない。

(前渡資金の保管及び支払)

第60条 資金前渡職員は、自己の責任において前渡資金を保管するか又は銀行その他確実な金融機関等に預金として保管するとともに、前渡資金出納簿により整理しなければならない。ただし、直ちに支払をする経費については、この限りでない。

2 前項の規定により利子が生じたときは、その都度、収入の手続をとらなければならない。

3 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項について調査をし、支払を行い、領収書を徴さなければならない。ただし、その性質上、領収書を徴し難いものについては、資金前渡職員が発行するその理由を記載した支払証明書をもってこれに代えることができる。

(1) その請求は、正当であるか。

(2) 資金前渡を受けた目的に適合しているか。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(資金前渡の精算)

第61条 資金前渡職員は、当該経費の支払完了後（旅行して支払ったものについては帰庁後）5日以内に、資金前渡精算書に領収書及び関係書類を添付して予算執行者に提出しなければならない。

2 前渡資金の支払が1箇月を超えてなお終了しないときは、1箇月を超える日をもって前項の規定により精算しなければならない。

3 予算執行者は、資金前渡精算書等の提出を受けたときは、その内容を調査し、確認の上、資金前渡清算書等に資金前渡・概算払整理簿を添えて、直ちに収入役に送付しなければならない。

4 予算執行者は、前渡資金に精算残金があるときは、第29条に準じて返納通知書等を作成し、直ちに指定金融機関等に払い込まなければならない。

(資金前渡の制限)

第62条 資金前渡を受けた者で、前条の精算が終わっていないものについては、

資金前渡をすることができない。ただし、緊急又はやむを得ないもので、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(概算払のできる経費)

第63条 次に掲げる経費は、令第162条の規定により、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- (5) 訴訟に要する経費
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく措置費
- (7) 委託料

2 概算払を受けた者が次条の規定による精算を完了しなければ、更に資金を同一人に対して概算払をすることはできない。ただし、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(概算払の精算)

第64条 予算執行者は、概算払をした経費に係る債務金額が確定したときは、前条第1項第3号に掲げる経費については他の法令に特別の定めがあるもののほか当該事業の完結後1箇月以内に、同項各号（第3号を除く。）に掲げる経費についてはその用務の終了後10日以内に、当該概算払を受けた者から精算に関する書類を提出させなければならない。

2 予算執行者は、概算払を受けた者から精算書の提出を受けたときは、概算払精算命令書に当該清算書を添付し、資金前渡・概算払整理簿を添えて、収入役に送付しなければならない。なお、精算額を調査し、精算残金があるものは返納額について、また追給を要するものは追給額について、それぞれ第29条又は第50条から第52条までの規定に準じて、収支の手続をとらなければならない。

(前金払のできる経費)

第65条 次に掲げる経費は、令第163条の規定により、前金払をすることができ

る。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託料
- (3) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の補償費
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に関する経費

2 前項第8号に掲げる経費については、当該請負代金相当額の4割以内の額とする。

3 前項の経費について、同項で規定する割合の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割以内の額とする。

(前金払の整理)

第66条 予算執行者は、前金払をする場合は、前金払整理簿を提出し、相手方がその契約を履行したときは、その事実を確認しなければならない。

(部分払)

第67条 部分払を行うことができる契約は、契約金額が500万円以上のものでなければならない。

2 部分払の契約をしようとする場合においては、工事及び製造にあっては当該工事及び製造の既済部分に係る対価の10分の9、物品その他の買入れにあっては当該物品その他の既納部分に係る対価の10分の10以内としなければならない。ただし、当該部分払を行うものについて前金払の契約がある場合は、最終支払以外の支払のときは、当該前金払の額に既済部分又は既納部分の出来高歩合を乗じて得た金額を、最終支払のときは当該前金払の額を控除するものとして契約しなければならない。

3 前項に規定する工事及び製造の部分払をすることができる回数は、契約金額が、500万円以上1,000万円未満のものについては1回、1,000万円以上5,000万円

未満のものについては2回、5,000万円以上のものについては3回を限度とする。

4 2会計年度以上にわたる工事及び製造の部分払については、単年度の支払予定期額を限度として前項の規定を準用する。

(繰替払)

第68条 次の各号に掲げる経費の支払については、令第164条の規定により、当該各号に掲げる収納金をもって繰替払をすることができる。

(1) 市税の報奨金及び過誤納払戻金に係る還付加算金及び過年度の市税の過誤納に係る還付金 当該市税の収入金

(2) 下水道事業受益者負担金の一括納付に係る報奨金 当該受益者負担金の徴収金

(3) 農業集落排水事業受益者分担金の一括納付に係る報奨金 当該受益者分担金の徴収金

(4) 凈化槽受益者分担金の一括納付に係る報奨金 当該受益者分担金の徴収金

2 予算執行者は、前項の繰替金について整理するときは、第72条に規定する公金振替の手続によらなければならない。

第4節 支払の方法

(小切手払)

第69条 収入役は、債権者に対し小切手をもって支払をしようとするときは、受取人の氏名を記載した指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、当該債権者に交付しなければならない。

(現金払)

第70条 収入役は、前条の規定にかかわらず、債権者から申出があるときは、合鑑を債権者に交付し、支払依頼書を指定金融機関に回付して、これと引換えに現金又は指定金融機関の振り出す小切手により支払をさせることができる。

2 前項の場合において、収入役は当日分の支払済合計額を券面金額とし、指定金融機関を受取人とした小切手及び小切手振出済通知書を指定金融機関に交付しなければならない。

(口座振替払)

第71条 令第165条の2の規定により市長が定める金融機関は、指定金融機関と為替取引契約又は口座振替契約を締結している金融機関とする。

- 2 収入役は、指定金融機関、指定代理金融機関又は前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から当該預金口座へ口座振替の方法により支払を受けたい旨の申出があったときは、口座振替払をすることができる。
- 3 収入役は、口座振替払をするときは、口座振替依頼書（磁気ディスク等を含む。）を指定金融機関に送付しなければならない。この場合において、指定金融機関が口座振替済明細書に押印する領収印をもって領収書に代えることができる。
- 4 口座振替による債権者の申出は、請求書に振込先等を記載することにより行うものとする。この場合において、口座振替の通知は、当該口座への記帳により行うことができる。

（公金振替払）

第72条 収入役は、次に掲げる支出については、公金振替により支払わなければならない。

- (1) 他の会計の収入とするための支出
  - (2) 基金へ積み立てるための支出
  - (3) 歳入歳出外現金へ振り替えるための支出
- 2 予算執行者は、前項各号に掲げる経費を支出しようとするときは、公金振替命令書を作成し、収入役に送付しなければならない。
  - 3 収入役は、前項に規定する振替命令書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、直ちに指定金融機関に対して振替命令書を送付し、振替の処理をしなければならない。

（支出事務の委託）

第73条 令第165条の3の規定により私人に対して支出事務を委託したときは、当該支出事務の委託を受けた者は、その支出の結果を収入役に報告しなければならない。

第5節 小切手の振出等

（小切手の記載等）

- 第74条 収入役は、小切手用紙への記載及び押印を正確明りょうにし、券面金額はアラビア数字を用い、チェックライターにより印字しなければならない。
- 2 収入役は、次に掲げる場合を除き、小切手に表示する受取人の氏名の記載を省略することができる。

- (1) 指定金融機関を受取人とするとき。
  - (2) 官公署を受取人とするとき。
  - (3) 資金前渡職員又は支出事務受託者を受取人とするとき。
- 3 前項各号の受取人あての小切手は、指図禁止式としなければならない。
- 4 小切手は、一会计年度（出納整理期間を含む。）を通じて連續番号により整理しなければならない。
- 5 小切手の記載事項は、訂正してはならない。
- 6 書損等により廃棄した小切手の番号は、これを使用してはならず、当該小切手には斜線を朱書し、「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならぬ。この場合において、収入役は、これに認印しなければならない。
- 7 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（小切手の交付）

- 第75条 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受領権限を有する者であることを確認した上でなければ、これを交付してはならない。
- 2 小切手は、受取人に交付するときでなければ、小切手帳から切り離してはならない。
- 3 収入役は、毎日その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収書とを照合し、金額及び受取人に相違がないかを検査しなければならない。

（小切手用紙を亡失した場合の処置）

- 第76条 収入役は、交付した小切手の所持人（以下「所持人」という。）から当該小切手亡失の届出を受けたときは、直ちに指定金融機関に通知し、支払未済であることを確認したときは、支払取消しの措置を講じなければならない。
- 2 収入役は、前項の場合において、所持人から亡失した小切手（以下「亡失小切手」という。）の再交付の請求があつても、亡失小切手に係る債務について、改めて小切手を振り出してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、収入役は、当該請求が非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第148条第1項の規定に基づき除權決定文の正本（正本の提出不能の理由が明らかであるときは謄本）を提出させ、適當と認めた場合は、指定金融機関にその旨を通知し、所持人に対しては、亡失小切手に係る債務について、改めて小切手を振り出さなければならない。

4 収入役は、前項の場合において、亡失小切手の振出日付から1年以内のものであるときは、改めて振り出した小切手に「再交付」と表示し、所持人より領収書を徴さなければならない。亡失小切手の振出日付から1年を経過したものであっても、亡失小切手を振り出した会計年度の出納整理期間中である場合は、また同様とする。

5 前項の場合において、収入役は、指定金融機関から第78条に規定する亡失小切手に係る小切手振出済通知書の返付を受けなければならない。

6 収入役は、第3項の場合において、亡失小切手の振出日付から1年を経過しているもの（第4項後段に規定するものを除く。）であるときは、所持人に小切手再交付申請書を提出させ、当該小切手に係る予算執行者に回付しなければならない。

7 予算執行者は、前項の小切手再交付申請書の回付を受けたときは、直ちに支出の手続をしなければならない。

（小切手の償還）

第77条 所持人は、小切手の振出後1年を経過したため、指定金融機関から支払を拒絶されたときは、小切手償還請求書を作成し、これに当該小切手を添えて、収入役に対して小切手の償還を請求することができる。

2 収入役は、前項に規定する請求を受けた場合は、その内容を調査し、償還すべきものと認めるときは、小切手用紙を亡失した場合の処置に準じ、償還のための小切手を振り出さなければならない。

（小切手の振出済通知等）

第78条 収入役は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書を指定金融機関に送付しなければならない。

2 収入役は、前項の小切手振出済通知書を送付したときは、小切手振出済通知書（原符）に指定金融機関の受領印を徴さなければならない。

（小切手帳）

第79条 収入役は、指定金融機関から交付を受けた小切手帳を使用しなければならない。

2 小切手帳は、会計年度ごとに、常時各1冊を使用しなければならない。

3 収入役の保管する小切手帳は、不正に使用されることのないよう厳重に保管しなければならない。

(小切手用紙の整理)

第80条 小切手帳の受領並びに小切手の作成及び振出しについては、その都度、小切手帳整理簿にその状況を登記しなければならない。

(不用小切手用紙及び原符の整理)

第81条 収入役は、使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに指定金融機関へ返戻し、引換えに未使用小切手受領証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手振出済通知書の原符とともに5年間保管しなければならない。

第6節 支出の整理等

(支出金の更正)

第82条 予算執行者は、支払済の支出金について、年度、会計又は科目に誤りを発見したときは、歳出更正書により市長の決裁を受け、収入役に通知しなければならない。

2 収入役は、前項の通知があったときは、速やかに更正の手続をとるとともに、当該誤りが指定金融機関等の記録に關係するものであるときは、直ちに指定金融機関等に通知しなければならない。

(収支日計表の調整)

第83条 収入役は、その日の収入及び支出が終了したときは、収支日計表を作成しなければならない。

第5章 決算

(決算に関する書類の提出)

第84条 収入役は、毎会計年度、歳入歳出決算事項別明細書を作成しなければならない。

2 財産の取得管理処分の事務に従事する出納員又は課長等は、出納閉鎖後、公有財産に関する調書、物品に関する調書、債権に関する調書及び基金に関する調書を作成し、指定期日までに収入役に提出しなければならない。

3 収入役は、決算の調製に当たり必要と認めるときは、課長等に資料及び説明書の提出を求めることができる。

4 課長等は、第2項の規定にかかわらず、特別会計が廃止されたときは、直ちに会計事務を完結し、当該特別会計の廃止決定の日から20日以内に同項の調書を収入役に提出しなければならない。

(決算書等の提出)

第85条 収入役は、法第233条第1項の規定に基づき、毎年度、歳入歳出決算書を調製し、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添えて、8月31日までに市長に提出しなければならない。

(主要な施策の成果を説明する書類等)

第86条 課長等は、毎会計年度、その所管に係る主要な施策の成果を説明する書類を作成し、指定期日までに財政課長に提出しなければならない。

第6章 契約

第1節 通則

(契約事務の事前承認)

第87条 課長等は、事前承認事務決裁区分表（別表第1の3）に掲げる契約（単価契約及び長期継続契約以外の契約にあっては、1件の予定金額が20万円以上のものに限る。）を締結するときは、当該支出負担行為をする前に、次に掲げる事項について市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 履行期間
- (3) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、競り売り、見積り合せによる随意契約、単一者との随意契約の別）及びその理由
- (4) 入札保証金、契約保証金の要否
- (5) 代金支払の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 助役、部長等、課長等は、別表第1の3に定める金額の範囲内のものに係る前項の承認に関する事務について決裁することができる。

第2節 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第88条 一般競争入札を行う場合は、入札期日の10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札及び開札を行う日時及び場所
- (3) 入札に参加する者に必要な資格

(4) 電子入札システム（本市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）にあっては、その旨及び当該入札の方法

(5) 郵送による入札にあっては、その旨及び郵送の方法、入札書の到着すべき日時及び場所並びに入札書の指定受取人

(6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(7) 入札の無効に関する事項

(8) 契約条項を示す場所及び日時

(9) 最低制限価額を設けた場合にあっては、その旨

(10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する期間を設けて公告をするものとする。

（入札保証金）

第89条 市長は、一般競争入札を行う場合は、これに参加しようとする者（以下「入札者」という。）に対し、その者が見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、単価により一般競争入札を行うものについては、一般競争入札の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じ、別の定めをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額することができる。

(1) 入札者が、保険会社との間に市を被保険者とする当該入札に係る入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 令第167条の5第1項の規定に基づき、市長が定める資格を有し、過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 前項第1号の規定に該当して入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する場合は、当該入札保証保険契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第90条 前条に規定のかかわらず、一般競争入札に参加しようとする者は、同条に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる有価証券の提供をもって代えること

ができる。

(1) 国債又は地方債

(2) 日本政府の保証する債券

(3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形

(5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

2 前項に規定する有価証券の評価は、同項第1号にあってはその額面金額（割引債券については時価見積額）、同項第2号にあっては額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内として換算した額、同項第3号にあっては小切手金額、同項第4号にあっては手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引した金額）、同項第5号にあっては債権証書記載の債権金額とする。

3 第1項第4号の手形が入札保証金に代わる担保として提供された場合において、契約締結前に当該手形の提示期間が経過することになるときは、収入役は、当該手形の取立てをし、現金化した上で指定金融機関に払い込まなければならない。

4 第1項第5号の定期預金債権が入札保証金に代わる担保として提供されたときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権の証書及び当該債権の債権者である銀行又は市長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

5 入札保証金は、入札終了後、還付する。ただし、落札者に対しては契約締結後、還付する。この場合において、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

（最低制限価格）

第91条 工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めたときは、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

2 前項の最低制限価格を金額又は予定価格に対する率により設けたときは、次条に規定する予定価格調書に併記しなければならない。

(予定価格)

第92条 市長は、一般競争入札を行う場合は、入札に付する事項の価格の総額を予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封書にして封印し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表して入札を行う場合において、予定価格調書に最低制限価格を併記しないときは、当該予定価格調書を封書にすることを要しないものとする。

2 前項に規定する予定価格は、その契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短等を考慮して適正に算定し、その総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、加工、売買、供給、使用等に係るものについては、単価によることができる。

(入札の中止)

第93条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止しなければならない。

(1) 入札者及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。

(3) 工事の廃止、変更その他必要があると認めるとき。

(入札)

第94条 一般競争入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札日時までに入札場所へ直接提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、入札書は、郵便により提出することができる。この場合にあっては、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札は、電子入札システムによって必要事項を入力し、市長が別に定める電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行った上、本市に設置する電子情報処理組織に電磁的記録を作成することにより

行うことができる。

- 4 前項の場合において、開札時刻までに到達しなかったものは、当該入札はなかったものとみなす。
- 5 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 6 入札者は、提出した入札書（電子入札にあっては、第3項の規定により作成した電磁的記録）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第95条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 不正行為により行った入札
- (3) 入札書に金額及び記名押印のない入札（電子入札にあっては、前条第3項の電子署名を行っていない入札）又は記載事項の確認ができない入札
- (4) 入札保証金の納入がない者及び入札保証金の納入額が不足する者がした入札
- (5) 同一人がした2以上の入札
- (6) 代理人でその資格のない者のした入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札条件に違反した入札

（開札）

第96条 市長は、公告に示した入札の場所及び日時において、入札後直ちに入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

（落札後の措置）

第97条 市長は、落札者が決定したときは、直ちに落札決定通知書を作成し、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

（再度入札）

第98条 市長は、令第167条の8第3項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札させるものとする。再度の入札をしてもなお同じときも、同様とする。この場合において、第93条第1項の規定を準用する。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名)

第99条 指名競争入札（工事又は製造の請負に係る契約を除く。）に付するときは、3人以上の者を指名しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第100条 第88条から第98条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第87条中「公告」とあるのは「通知」と読み替え、第89条第2項第2号の次に「(3) 令第167条の11第2項の規定により、市長が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約しないこととなるおそれがないと認められるとき。」を加えるものとする。

第4節 隨意契約及び競り売り

(随意契約ができる予定価格の額)

第101条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 50万円

(随意契約の予定価格の決定)

第102条 隨意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第91条及び第92条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。
- (2) 官報、切手その他のもので価格が確定しているとき。
- (3) 予定価格が50万円未満の契約をしようとするとき。

(見積書の徴取)

第103条 隨意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。
- (2) 官報、切手その他のもので価格が確定し、見積りをとる必要がないとき。
- (3) 価格を定めて払下げをするとき。
- (4) 契約の目的又は性質により、契約の相手方が特定されるとき。
- (5) 食糧費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。  
(競り売り)

第104条 動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、競り売りに付することができる。

#### 第5節 契約の締結

##### (契約の締結)

第105条 市長は、契約をしようとする相手方が決定したときは、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から5日以内に契約を結ばなければならない。この場合において、特別の理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 3 契約をしようとする相手方が、前項の期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。

##### (契約書の作成)

第106条 契約をしようとするときは、法令及びこの規則に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、当事者双方が記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限及び履行の場所
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る工事請負契約は、別に定めることができる。

3 前2項の規定により作成する契約書には、設計書、仕様書、図面その他契約の内容を明確にする必要なものを添えなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約金額が50万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書を提出させることができる。

(契約書又は請書の省略)

第107条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が20万円を超えない契約をするとき。
- (2) 競り売りに付するとき。
- (3) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。
- (4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

(契約保証金)

第108条 令第167条の16の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とし、契約締結の際に納入し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び当該保証金については利息を付けない旨を契約しなければならない。ただし、単価により契約を行うものについては、契約の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じて別の定めをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により定められた資

格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（4） 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（5） 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（6） 契約金額が第101条の規定に基づく金額を超えない随意契約を締結する場合において、契約の相手となるべき者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（7） 随意契約を締結する場合において、契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが適当でないと認められ、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第89条の規定は、第1項に規定する契約保証金についてこれを準用する。ただし、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供が行われたものとみなす。

4 令第167条の11第2項の規定により、市長が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（仮契約書の締結）

第109条 市長は、神埼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を経た後に本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結するものとする。

2 市長は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を経たときは、直ちにその旨を契約者に通知するものとする。

## 第6節 契約の履行

（監督、検査及び確認）

第110条 市長は、契約の履行の確保又は給付の完了を確認するため、自ら又は

職員に命じ、若しくは令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督及び検査をしなければならない。ただし、市長が契約の履行について監督をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により監督の職務に従事する者（以下「監督員」という。）は、特別の必要がある場合を除き、同項の規定により検査の職務に従事する者（以下「検査員」という。）の職務を兼ねることができない。

3 監督員は、次に掲げる事項について、契約書、仕様書、設計書その他関係書類（以下「関係書類等」という。）に基づき、監督を行わなければならない。

（1） 必要があると認めるときは、関係書類等に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原本等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

（2） 必要があると認めるときは、契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等により監督をし、契約の相手方に必要な指示を与えなければならない。

（3） 監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにしなければならない。

（4） 契約の履行の状況を、定期又は隨時に市長に報告しなければならない。

4 契約の相手方は、契約の目的たる給付が完了したとき又は給付の完了前に出来高に応じ部分払の請求をするときは、監督・検査・確認申請書を検査員に提出して検査を受けなければならない。

#### （検査方法）

第111条 前条第4項の申請書の提出があった場合、検査員は、次に定める期限内に検査をしなければならない。

（1） 工事にあっては14日以内

（2） その他のものにあっては10日以内

（3） 前2号の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、契約の相手方との合意により、工事にあっては21日以内、その他のものにあっては15日以内

2 検査を行うときは、監督員、必要に応じて監督員以外の職員及び契約の相手方の立会いを求めて、契約の内容、数量その他の事項について検査しなければならない。

- 3 検査の結果、その給付が契約の内容に適合しないものであると認めたときは、検査員は、契約の相手方に必要な措置を講ずることを求め、市長に報告し、その指示を求めなければならない。
- 4 検査の結果、その給付が契約の内容に適合したものであると認めたときは、検査員は、速やかに検査調書を作成し、市長に報告しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、物品の買入れで契約金額が10万円以下である場合は、これを省略することができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

- 第112条 市長は、第110条第1項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせたときは、当該監督又は検査を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成するものとする。
- 2 前項の委託に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第113条 契約によって相手方に生ずる権利及び義務については、承諾を得ないでこれを他の者に譲渡し、貸し付け、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、若しくは他の者の担保に供させてはならない旨を契約しなければならない。
- 2 契約の相手方が前項に規定する承諾を得ようとするときは、一部下請負申請書その他承諾に関し必要な書類を提出させなければならない。

(対価の支払)

- 第114条 市長は、第110条第4項に規定する検査に合格したものでなければ、その契約に係る支出の手続をとることができない。
- 2 市長は、契約を解約し、又は解除したときは、その契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。
  - 3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

(代金前納の原則)

- 第115条 市長は、物件の売払い又は貸付けを行う場合は、その引渡し又は登記若しくは登録前に、その代金又は貸付料を完納する旨を契約させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で契約に特別の定めをしたときは、この限りでない。

- (1) 非常災害が発生した場合において、当該災害を受けた者及びその救護を行う者に対して、救助に必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。
  - (2) 学術及び技芸の保護及び奨励のため、これに必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。
  - (3) 公公用、公用又は公益の用に供するために、直接公共団体に対して必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。
  - (4) 国及び地方公共団体に対して物件の売払い及び貸付けを行うとき。
  - (5) 木材の売払いを行うとき。
  - (6) 商慣習がある物品その他の売払い及び貸付けを行うとき。
- 2 前項各号の規定に該当して、その引渡し又は登記若しくは登録後に代金又は貸付料を納入させる場合、その延納に係る期間は、第1号から第5号までについては1年、第6号に掲げるときについては6月をそれぞれ限度とする。
- 3 令第169条の4第2項本文の規定は、第1項第5号の場合に準用する。

## 第7章 現金及び有価証券

### 第1節 歳計現金

#### (歳計現金の保管)

- 第116条 収入役は、歳計現金を市名義により指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない。
- 2 収入役は、前項に規定する保管を行おうとする場合において、当該金融機関が指定金融機関以外の金融機関であるときは、市長と協議しなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、収入役は、出納員等が取り扱う現金の収納のため釣銭を必要とするときは、必要と認める額の資金を釣銭交付申請書により交付し、その保管を命ずることができる。
  - 4 出納員等は、毎会計年度末又は釣銭資金を必要としなくなったときは、当該釣銭資金に係る現金を直ちに収入役に返還しなければならない。
  - 5 収入役は、前項の場合に限らず必要と認めるときは、釣銭資金に係る現金の返還を命ずることができる。
  - 6 出納員等は、第3項の規定により命じられた現金の保管状況に関する書類を常時整備しておかなければならない。

#### (歳計現金の繰替使用)

- 第117条 市長は、会計間及び年度間の歳計現金に不足を生じたときは、相互に

一時繰替使用させることができる。

- 2 収入役は、会計別に一時繰替金整理簿を備え、出納の状況を記帳するとともに関係証拠書類を取りまとめ、それぞれ5年間保管しなければならない。

(一時借入金)

第118条 収入役は、支払資金に不足を生ずるため、一時借入れを必要とするときは、借入必要額を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の通知に基づき、一時借入金の借入れをしようとするときは、借入申込書を作成して借入先に送付し、その承諾を得るものとする。
- 3 市長は、一時借入金が指定金融機関において収納されたときは、借入金証書を借入先に送付するものとする。
- 4 市長は、一時借入金の償還又は利子の支払をしようとするときは、第52条の規定に準じ、収入役に支出命令をしなければならない。
- 5 収入役は、会計別に一時借入金整理簿を備え出納の状況を記帳するとともに、関係証拠書類を取りまとめ、それぞれ5年間保管しなければならない。

第2節 歳入歳出外現金等

(歳入歳出外現金の整理区分等)

第119条 収入役は、法第235条の4第2項及び令第168条の7の規定により収入役が保管する現金及び有価証券について、次の表に掲げる区分により歳計現金とは別に整理しなければならない。

歳入歳出外現金区分表

科目	項目
1 保証金	1 入札保証金（入札保証金に代わる有価証券を含む。） 2 契約保証金（契約保証金に代わる有価証券を含む。） 3 担保金（担保金に代わる有価証券を含む。） 4 その他の保証金（保証金に代わる有価証券を含む。）
2 敷金	1 市営住宅入居敷金
3 税金及び掛金	1 源泉所得税 2 市県民税 3 他市町村分市町村県民税

	4 市町村職員共済組合個人掛金 5 県民税送納金 6 社会保険料個人掛金 7 議員共済個人掛金
4 市有現金	1 財政調整基金 2 減債基金 3 土地開発基金 4 地域福祉基金 5 ふるさと振興基金 6 土地改良事業基金 7 ふるさと水と土保全基金 7 林業経営者育成指導基金 8 社会教育文庫基金 9 保育所建設基金 10 国民健康保険財政調整基金 11 国民健康保険高額療養費貸付基金 12 下水道事業財政調整基金
5 市有有価証券	1 出資金証書 2 出捐金証書 3 信託証券 4 預託金証書 5 貸付借用証書 6 株券
6 利子	1 歳入歳出外現金保管利子

7 その他	1 差押現金 2 市長が指定する現金及び有価証券
-------	-----------------------------

(歳入歳出外現金の出納及び保管)

第120条 歳入歳出外現金の受入れをするときは、予算執行者又は歳入歳出外現金を納入すべき者は、歳入の手続に準じて納入通知書又は納付書により指定金融機関に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券については、収入役自ら保管することができる。この場合において、予算執行者は、有価証券受入決議書による通知とともに、有価証券を収入役に送付しなければならない。

3 予算執行者は、歳入歳出外現金の払出しをするときは、歳出の手続に準じて支出命令書により収入役に通知しなければならない。

4 収入役は、前項の通知を受けたときは、第4章の支出の例により、現金を交付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、収入役が自ら保管する有価証券については、予算執行者は、有価証券払出決議書に請求書を添えて通知するとともに、収入役から有価証券の返付を受けなければならない。

6 歳入歳出外現金の保管は、別に定めがあるものを除くほか、歳計現金の保管の例による。

(歳入への組入れ)

第121条 課長等は、歳入歳出外現金で、時効の完成その他の理由により、市の所有に帰属することとなったものは、第72条に規定する公金振替により、現年度の歳入に編入しなければならない。この場合において、有価証券は換価して行うものとする。

(証拠書類の保管)

第122条 収入役は、歳入歳出外現金の領収書、納入済通知書、納付済通知書、払出済の受領証書その他の証拠書類を受払に区分し、1箇月分を取りまとめ、5年間保管しなければならない。

## 第8章 指定金融機関等

### 第1節 通則

(公金出納取扱契約)

第123条 市長は、令第168条第2項の規定により公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定したときは、次に掲げる事項について契約をしなければならない。

- (1) 契約期間
- (2) 支払準備金
- (3) 預金利子
- (4) 担保額及びその処分
- (5) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関
- (6) 預金の組替え
- (7) 事務手数料
- (8) 賠償の責任
- (9) 前各号に掲げるものほか、必要な事項

(指定金融機関の所在地)

第124条 指定金融機関の事務取扱所を次の所に置く。

- (1) 市役所本庁舎内
- (2) 神埼市内の支店及び出張所
- (3) 前2号に掲げるものほか、市長が特に指定する場所

(出納取扱時間)

第125条 指定金融機関等の公金の出納取扱時間は、当該金融機関の営業時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定金融機関における公金の出納取扱いは、指定金融機関の営業日において、午前9時から午後3時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、収入役が指示する日及び時間中にもこれを行うものとする。

(標札の掲示)

第126条 指定金融機関等は、それぞれの店頭に「神埼市指定金融機関」、「神埼市指定代理金融機関」又は「神埼市収納代理金融機関」の標札を掲示しなければならない。

(収入役等の異動通知)

第127条 市長は、収入役又はその職務を代理するもの（以下「職務代理者」という。）に異動があったときは、指定金融機関に通知しなければならない。

(印鑑照合)

第128条 収入役は、前条に規定する収入役等に異動があった場合は、使用する印鑑の印影を、照合の用に供するため、指定金融機関に通知しなければならない。

2 前項の規定は、収入役又は職務代理者が改印した場合もまた同様とする。

第2節 帳簿等

(収支の報告)

第129条 指定金融機関は、収入については当該収入に係る通知書等を、支出については小切手振出済通知書を保管し、収入及び支出証拠書類を日別、年度別及び会計別に区分し、それぞれ件数及び金額の合計を付して収入役に送付しなければならない。

(指定金融機関等の備付帳簿)

第130条 指定金融機関等は、関係帳簿その他金銭出納に関する必要な書類を備え、現金の出納及び保管の状況を明らかにしておかなければならぬ。

(計算表の提出)

第131条 指定金融機関は、備付帳簿に基づき、現金出納日計表（収支日報）を作成し、毎日分を翌々日までに収入役へ提出しなければならぬ。

(指定金融機関等の証拠書類の保管)

第132条 指定金融機関等は、公金の収納又は支払に関する書類を会計年度別に整理し、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならぬ。

第9章 物品

第1節 通則

(物品の分類)

第133条 物品は、次に掲げるとおり分類する。

(1) 備品 その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用に耐えるもの及びその性質が消耗品であっても標本、美術品、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの

(2) 消耗品

ア 1回又は短期間の使用によって消費される性質のもの

イ 使用により消耗し、又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなるもの

ウ 飼育する小動物、種子又は種苗

エ 報償費及びこれに類する経費で購入した物品で、贈与又は配布を目的とするもの

オ 試験研究又は実験用材料として消費するもの

(3) 原材料品 工事又は加工等のため消費する素材又は材料

(4) 生産品 原材料品を用いて、労力又は機械力により新たに加工し、又は造成したもの及び産出物

(5) 動物 獣類、鳥類、魚類等で飼育されるもの（小動物を除く。）

2 前項に規定する物品の種類ごとの整理区分は、別表第2に定めるところによる。

（重要備品）

第134条 第84条に規定する財産に関する調書に記載する物品は、前条第1項第1号及び第2号に定めるもののうち、次に掲げるものとし、重要物品として整理するものとする。

(1) 取得価格又は評価額が100万円以上の物品（自動車を除く。）

(2) 自動車（二輪自動車を除く。）

2 重要備品については重要備品整理票を備え、次に掲げる取扱いをしなければならない。

(1) 重要備品整理票は、正副2部作成し、副を財政課長に送付しなければならない。

(2) 重要備品の価値に増減を及ぼす修理、改造又は処分を行った場合は、その内容を当該整理票に登記するとともに、その旨財政課長に報告しなければならない。

（物品の所属年度）

第135条 物品の出納は、会計年度をもって区分し、その所属年度は、現に出納を行った日の属する年度とする。

（物品の保管等）

第136条 課長等は、物品を常に良好な状態で保管し、かつ、管理しなければならない。

2 物品を使用する者は、善良な管理者の注意をもって、物品を適正に使用しなければならない。

## 第2節 出納及び管理

### (出納区分)

第137条 物品の消耗、売払い、亡失、棄却、譲与、寄託、管理換（物品の管理者の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）等のため、物品が課長等の管理を離れる場合を「出」とし、購入、生産、寄附、管理換等のため新たに課長等の管理に属することとなる場合を「納」とする。

### (出納簿の作成)

第138条 財政課長は、その管理する物品については、備品出納簿その他必要な帳簿を備えて記録しなければならない。

### (出納の通知)

第139条 財政課長に対する物品の出納通知は、関係帳簿及び当該書類並びに支出負担行為書、物品明細書、検収報告、借入決議、貸付決議等の書類による。

### (供用簿等の作成)

第140条 課長等は、その保管する備品を使用させるとときは、備品供用簿に記入して、その使用状況を記録しておかなければならない。

2 課長等は、次に掲げる物品（備品を除く。）について、前項に規定する備品供用簿に準じた補助簿を作成して、その使用状況を記録しておかなければならぬ。

- (1) セメント及びこれに類する建設工事用原材料
- (2) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用された物品
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に記録を必要とする物品

### (生産品)

第141条 物品を生産し、又は製造したときは、課長等は当該生産製造物の調書を調製し、財政課長に当該物品の受入れを通知しなければならない。

2 課長等は、生産製造物の売却その他の処分を決定したときは、財政課長に当該物品の払出しを通知しなければならない。

### (物品の返納)

第142条 課長等は、物品を使用する必要がなくなった場合は、物品返納書を作成し、財政課長に返納しなければならない。

### (不用の決定及び処分)

第143条 不用の決定をする物品は、次のとおりとする。

- (1) 市において供用の必要がない物品
  - (2) 修理を要する物品で、修理、加工等に要する経費が新たに購入する経費に比して得失相償わぬ物品
  - (3) 保管に多額の経費を必要とするため、売却することが有利と認められる物品
  - (4) 前3号に掲げるものほか、市長が承認した物品
- 2 課長等は、物品の不用を決定したときは、不用品（処分）決定通知書により契約検査課長に通知しなければならない。
- 3 契約検査課長は、前項の規定により通知を受けたときは、廃棄又は売却の処分をすることができる。
- （関係職員の譲受けを制限しない物品）

第144条 令第170条の2第2号の規定により市長が指定する物品は、次に掲げる物品とする。

- (1) その価格が法令の規定により一定している物品
  - (2) 生産品で一般に売り払うこと目的とする物品
  - (3) 不用の決定をした物品
  - (4) 前3号に掲げるものほか、特に市長が指定する物品
- （備品の標示）

第145条 課長等は、管理する備品に備品番号その他必要事項を標示した備品標示票を見やすい箇所に貼付しなければならない。

（在庫品の払出し）

第146条 課長等は、在庫品の払出しを受けようとするときは、物品払出決議書により契約検査課長へ請求しなければならない。

（管理換え）

第147条 課長等は、物品の効率的な使用又は処分のため必要があるときは、管理換えをすることができる。

- 2 管理換えをしようとするときは、課長等は、財政課長に物品管理換出納通知書を送付し、関係書類にその経緯を登記させなければならない。
- （物品の貸付け）

第148条 課長等は、物品を貸し付けようとするときは、借受申請書を徴し、財政課長の決裁を受けなければならない。この場合において、財政課長は、市の事

務又は事業に支障のない範囲内において、その貸付けを決定することができる。

2 課長等は、借受人から受領書を徵し、その管理する関係書類に経緯を登記しなければならない。

3 課長等は、借受人が貸付物品に関して善良なる管理者としての注意を怠らないよう適切な指導及び監督をしなければならない。

## 第10章 債権

### (帳簿への記入)

第149条 予算執行者は、その所管に属する債権が発生した場合は、債権発生と同時に調定を行う債権を除き、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、法令その他の規定により別に定める整理簿で整理が行われるものについては、その一部について債権整理簿への記入を省略することができる。

2 調定後において履行期限を延長する特約又は処分をした債権についても、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により債権整理簿に記入した債権について調定を行う場合は、債権整理簿から当該調定額を減額しなければならない。

### (保証人に対する履行の請求)

第150条 予算執行者は、令第171条の2第1号の規定により保証人に対する履行の請求をすべきものがあるときは、次に掲げる事項を明らかにして市長の決裁を受け、保証債務履行請求書により請求しなければならない。

(1) 保証人及び債務者の住所及び氏名又は名称

(2) 履行すべき金額

(3) 履行の請求をすべき理由

(4) 弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項

2 前項に規定する請求書には、納付通知書等を添えなければならない。

### (履行期限の繰上げ)

第151条 予算執行者は、令第171条の3の規定により債権について次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、直ちに履行期限を繰り上げて徴収する手続を取るとともに、債権整理簿に「履行期限繰上」と明示し、その内容を記載するものとする。ただし、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる場合は、この限りでない。

(1) 債務者が破産の宣告を受けたこと。

- (2) 債務者が自ら担保を損傷し、又はこれを減少したこと。
- (3) 債務者が担保（保証人の保証を含む。）を提供する義務を負いながらこれを提供しないこと。
- (4) 債務者である会社が解散したこと。
- (5) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (6) 債務者が強制徴収を受けたこと。
- (7) 契約上、一定事由に該当する場合は履行期限を繰り上げる旨の特約をしているとき。

2 前項の場合において、履行期限を繰り上げる旨及びその理由等必要な事項を明らかにして債務者に通知しなければならない。

（債権の申出）

第152条 予算執行者は、債権について、令第171条の4第1項に該当する場合及び次に掲げる事由が生じた場合において、法令の規定により市が債権者として配当の請求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにその措置に関する必要な事項を明らかにした書面を当該事務を所管する執行官又は執行裁判所に送付しなければならない。

- (1) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (2) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (3) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (4) 債務者である法人が解散したこと。
- (5) 債務者についての相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したこと。
- (6) 前3号に掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

（債権の保全）

第153条 予算執行者は、債権を保全するため、必要があると認めるときは、令第171条の4第2項に規定する措置及び次に掲げる措置をしなければならない。

- (1) 債務者に対し必要に応じ、増担保の提供その他保証人の変更を求めること。
- (2) 法令の規定により、市が債権者として債務者に属する権利を行うことがで

きるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。

- 2 予算執行者は、債務者が市の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令によって当該行為の取消しを求めることがあるときは、遅滞なくその取消しを裁判所に請求しなければならない。
- 3 予算執行者は、債権が時効によって消滅するがあるときは、時効中断のための必要な措置をとらなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、令第171条の4第2項で規定する担保の提供を求めることが著しく不適当であると認めるときは、この限りでない。

(担保の種類)

第154条 予算執行者は、令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがないときは、次に掲げるもののうちから担保の提供を求めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、他の担保の提供を求めることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 社債その他の有価証券
- (3) 土地及び保険を付した建物、立木、船舶、航空機、自動車又は建設機械
- (4) 市長が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

(徴収停止)

第155条 予算執行者は、令第171条の5の規定により債権の徴収を停止したときは、債権整理簿に「徴収停止」と明示するとともに、その措置の内容を記載するものとする。

- 2 前項の徴収停止をした後、事情の変更等によりその措置をとりやめたときは、債権整理簿に「徴収停止取消」と明示するとともにそのとりやめの内容を記載しなければならない。

(履行延期の特約)

第156条 予算執行者は、令第171条の6の規定により債権に係る履行期限を延長する特約又は処分を行おうとするときは、債務履行期限延長申請書を提出せなければならない。

- 2 予算執行者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、債務履行期限延長承認通知書でその旨を、適当でないと認めるときは、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

3 予算執行者は、履行期限を延長する特約又は処分を行うときは、債権整理簿に「履行延期」と明示するとともに、その措置の内容を記載するものとする。

(履行延期の特約等に対する条件)

第157条 予算執行者は、前条第2項の規定により履行期限を延長する特約又は処分を行う場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、並びに参考となるべき報告書及び資料の提出を求めることができること。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が市の不利益になるようにその財産を隠し、損傷し、若しくは処分したとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

イ 当該債権の金額に分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁償金額についての履行を怠ったとき。

ウ 債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたとき等で、市が債権者として債権の申出をすることができること。

エ 債務者が当該履行延期の特約又は処分について付した条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(3) 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、その翌日から納付の日までの延滞金を市に納付しなければならないこと。

(4) 担保の付されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は市の請求に応じ担保の変更をしなければならないこと。

(履行期限延長の期間等)

第158条 予算執行者は、第156条の規定により債権に係る履行期限を延長する特約又は処分を行う場合の期限は、履行期限（履行期限の後に履行延期の特約又は処分を行う場合は、当該履行期限の特約又は処分をする日）から5年（令第171条の6第1項第1号及び第5号に該当する場合にあっては10年）を限度とする。

- 2 履行延期の特約又は処分を行った場合において、更に必要があると認めるときは、前項に規定する期限の限度内において繰り返して履行期限を延長する特約又は処分を行うことができる。
- 3 予算執行者は、履行期限を延長する特約又は処分を行う場合は、担保を提供させ、かつ、利息を付さなければならぬ。ただし、当該措置をとることが著しく不適当であると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項において付する利息は、一般金融市場における金利を考慮して定めなければならない。

(免除の手続)

第159条 予算執行者は、令第171条の7の規定により債権の免除をしようとするときは、債務者から債務免除申請書を徴しなければならない。

- 2 予算執行者は、前項の債務免除申請書の提出を受けた場合において、令第171条の7第1項又は第2項の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、当該申請書を添えて、市長の決裁を受けなければならない。
- 3 予算執行者は、前項の規定により債権の免除が決定されたときは、債務免除通知書を債務者に送付するとともに、債権台帳等に「債務免除」と明示し、免除の経過を記載しなければならない。

第11章 出納機関

(収入役の職務代理)

第160条 収入役に事故があるとき又は欠けたときは、会計課長がその職務を代理する。

- 2 収入役及び会計課長とともに事故があるとき又は欠けたときは、会計課の上席の出納員がその職務を代理する。

(出納員等の設置)

第161条 収入役の事務を補助させるため、出納員等を置く。

- 2 市長は、収入役をして、別表第3に定めるところにより、その事務の一部を出納員に委任させる。
- 3 市長は、前項の規定により委任を受けた出納員をして、別表第3に定めるところにより、その事務の一部を会計職員に委任させることができる。

(出納員等の任免)

第162条 出納員等は、別表第3に掲げる職にある者をもって充て、別に辞令を用いることなく任命されたものとみなす。

- 2 市長は、前項に規定する者のほか、別に出納員等を命ずることができる。
- 3 市長は、出納員等に事故があるとき又は欠けたときは、その者を補助して会計事務に従事する職員のうちから臨時に出納員等を任命するものとする。この場合において、臨時に出納員を任命したときは、市長は、臨時出納員通知書により収入役に通知しなければならない。
- 4 前3項の規定により市長の事務部局以外の職員を出納員等に充て、又は命ずる必要があるときは、当該職員は、市長の事務部局の職員に併任されているものとみなす。
- 5 出納員は、任命された会計職員について、収入役に会計職員任命通知書により通知しなければならない。

(出納員等の事務引継)

第163条 出納員等に交替があったときは、前任者は、発令の日から7日以内にその担任する事務を令第124条、第125条及び第128条の規定に準じて、後任者に引き継がなければならない。

- 2 前項に規定する出納員等が、死亡、疾病その他の事故により自ら事務引継をなし得ないときは、市長の命じた職員が引継ぎの手続をしなければならない。
- 3 出納員又は前項において市長の命じた職員は、引継ぎを完了したときは、引継目録を作成し、引継完了後10日以内に収入役に提出しなければならない。

(公金の出納状況等の報告)

第164条 収入役は、毎月及びその他必要と認めるときは、歳入の収納及び歳出の支払状況並びに公金の現在高及び運用状況を、市長及び法第235条の2第1項に規定する検査のため監査委員に提出しなければならない。

第12章 検査及び賠償責任

(検査)

- 第165条 収入役は、令第158条第4項、第165条の3第3項及び第168条の4第1項の規定その他必要により会計事務の適正を期するため、定期又は臨時に検査を行う。
- 2 前項の規定による定期検査は、指定金融機関等について毎会計年度1回これを行い、前項の規定による臨時検査は、必要な都度これを行う。

3 前2項の検査は、収入役が、会計課の出納員（以下「検査員」という。）に命じてこれを行う。

（検査の通知）

第166条 前条の検査を行うときは、あらかじめ検査を受ける者に対して検査実施の日時、提出書類その他必要な事項について通知しなければならない。

2 検査員は、検査を受ける者に対して検査に必要な書類、帳簿物件等の提出を求め、又は必要事項について質問することができる。

3 検査を受ける者は、前項の要求に対して、これを拒むことができない。

（検査の執行）

第167条 検査員は、検査に際し、法令の規定若しくは契約に違反する事実又は是正改善を要する事項があった場合には、責任者に対して意見を述べ、又は必要な措置を要求することができる。

2 検査員は、検査の際不正行為その他重要な事実があると認めたとき、又は関係者が故意に検査に応じず、若しくは要求を拒んだときは、速やかに収入役に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査員が、検査を終了したときは、関係帳簿の余白に検査終了の旨を記載し、記名押印しなければならない。

（検査報告）

第168条 収入役は、検査終了後10日以内に検査報告書を市長に提出しなければならない。ただし、特に重要と認める事項があるときは、直ちにそのてん末及び意見を市長に報告し、指示を受けなければならない。

（検査後の措置）

第169条 収入役は、検査の結果、改善すべき事項があると認めるときは、検査を受けた者に対して指摘又は改善命令を発するとともに、その後の処置につき報告を求めなければならない。

2 検査を受けた者は、指摘又は改善事項について適切な措置を講ずるとともに、その結果を収入役に報告しなければならない。

（賠償責任のある補助職員の指定）

第170条 法第243条の2第1項後段の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

（1） 支出負担行為 予算執行者及びその事務を直接補助する係長以上の職にあ

る者

- (2) 支出命令及び支出負担行為の確認 支出命令にあっては、前号に準じる。  
支出負担行為の確認にあっては、会計課長及び審査の職にある吏員
- (3) 支出又は支払 会計課長並びに会計課の出納員及び会計職員
- (4) 監督又は検査 第110条第1項の規定により、監督又は検査の職に従事する者

### 第13章 雜則

(証拠書類の種類)

第171条 証拠書類とは、次に掲げるもののほか、収入支出の事実を証明する書類及びこれに附帯する書類をいう。

- (1) 各種決議書
- (2) 各種命令書
- (3) 請求書
- (4) 納入済通知書
- (5) 納付済通知書
- (6) 領収書
- (7) 振替済通知書
- (8) 過誤納付金の戻出に関する書類

2 前項の書類は、すべて原本でなければならない。

(証拠書類の作成)

第172条 証拠書類の文字は、消滅しやすいもので記載してはならない。

2 証拠書類に記載する金額は、これを改ざんしてはならない。

(外国文の証拠書類)

第173条 外国文をもって記載された証拠書類には、その訳文を添付しなければならない。

- 2 署名を習慣とする外国人の証拠書類の自署は、これを記名押印とみなしてこの規則を適用する。
- 3 証拠書類の文字及び記号を訂正しようとするときは、その箇所に2本線を引き、その右側又は上位に正書し、訂正した文字及び記号を明らかに読み得るようにして、訂正した者の印を押さなければならない。

(帳票の整理)

第174条 収入役、指定金融機関等が備えるべき帳簿の種類及び保存年限については別に定める。

(財務の帳票等)

第175条 この規則に定める帳簿及び帳票等は、別表第4のとおりとする。

(補則)

第176条 この規則に定めるもののほか財務に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の神埼町財務規則（平成7年神埼町規則第16号）、千代田町財務規則（昭和46年千代田町規則第5号）又は脊振村財務規則（昭和55年脊振村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第46条、第47条、第49条、第53条関係）

支出負担行為整理区分表（甲）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	支出負担行為に必要な書類	収入役に協議する基準	兼票可能
1 報酬	支出決定のとき	支出しようとする当該期間の額	報酬請求書	協議を要しない	○
2 給料	支出決定のとき	支出しようとする当該期間の額	給料請求書	協議を要しない	○
3 職員手当等	支出決定のとき	支出しようとする額	職員手当等請求書（戸籍謄本、死亡届書、失業証明書その他当該手当を支給すべき事実の発生を証明する書類を添付すること）	協議を要しない	○
4 共済費	支出決定のとき	支出しようとする額	払込通知書	協議を要しない	○
5 災害補償費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書（病院等の請求書、受領書、戸籍謄本、死亡届書その他事実の発生、給付額の算定を明らかにする書類を添付すること）	協議を要しない	○
6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	支給調書又は請求書	協議を要しない	○
7 賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	就労調書、請求書	協議を要しない	○
8 報償金の額	支出決定のとき	支出しようとする額	支出額調書又は請求書	協議を要しない	○
報償費	報償品費の額	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書 1件の金額が300万円を超える経費	
9 旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	協議を要しない	○
10 交際費	支出決定のとき	支出しようとする額	支出額調書又は請求書	協議を要しない	○
食糧費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	協議を要しない	
11 上記以外物品購入費	単価契約によるもの又は条例の掲げた単価によるもの（消耗品費を除く。）	請求のあったとき	請求のあった額 支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	給食用賄材料に係るもの	月計総額が確定したとき	毎月の月計総額 支出負担行為整理簿及び請求書	協議を要しない	○
	定期刊行物に係るもの、加除式図書の追録に係るものその他これらに類するもの	請求のあったとき	請求のあった額 支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
燃料費	単価契約によるもの	月計総額が確定したとき	毎月の月計総額 支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額 契約書、請書又は見積書 1件の金額が300万円を超える経費	契約書、請書又は見積書 1件の金額が300万円を超える経費	
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額 契約書、請書又は見積書	契約書、請書又は見積書 1件の金額が300万円を超える経費	
長期継続契約による経費	請求のあったとき	請求のあった額 支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○	

12 役 務	筆耕翻訳料、広告料、火災保険料及び自動車損害保険料	契約締結のとき又は払込通知を受けたとき	契約金額、又は払込指定金額	契約書、請書、見積書又は払込通知書	協議を要しない	
	長期継続契約による通信費	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	法令の規定に基づくもの又は、単価契約	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
13 委 託 料	法令の規定に基づくもの又は、単価契約によるもの	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	長期継続契約、単価契約によるもの又は条例に掲げる単価によるもの	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
15	工事請負費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
16 原 材 料 費	単価契約によるもの	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない	○
	上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
17	公有財産購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部	
18	備品購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費	
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	法令の規定に基づくもの	交付決定のとき。ただし、交付決定を要しないものは請求のあったとき	交付決定額。交付決定を要しないものは請求のあった額	交付決定書の写。交付決定を要しないものは請求書	協議を要しない	○
	契約によるもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部	
	上記以外のもの	請求のあったとき	請求のあった額	請求書	協議を要しない	○
	補助金及び交付金	交付決定のとき	交付決定額	交付申請書	1件の金額が300万円を超える経費	
20 扶 助	る現物品支給に係る現物品支給に係	単価契約によるもの	請求のあったとき	請求のあった額	支出負担行為整理票及び請求書	協議を要しない
		上記以外のもの	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	1件の金額が300万円を超える経費

	上記以外の費用	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支給明細書	協議を要しない	○
21	貸付金	貸付決定のとき	貸付を要する額	契約書、借用書又は申請書	全部	
22 補償 補填 賠償 償金	補償金	契約締結のとき	契約金額	契約書又は承諾書	全部	
	補填金	補填額決定のとき	補填決定額	計算書		
	賠償金	請求のあったとき	請求のあった額	請求書（判決證本又は和解書）を添付すること		○
23	償還金利子料 及び割引料	支出決定のとき	支出しようととする額	請求書、計算書又は払込通知書	協議を要しない	○
24	投資及び出資金	出資又は払込の決定のとき	出資又は払込みを要する額	申込書又は申請書	全部	
25	積立金	積立決定のとき	積立しようととする額	計算書	協議を要しない	○
26	寄附金	寄附決定のとき	寄附しようととする額	申込書	全部	
27	公課費	支出決定のとき	支出しようととする額	納入通知書	協議を要しない	○
28	繰出金	支出決定のとき	繰出しようととする額	計算書	協議を要しない	○

## 別表第1の2（第46条、第47条関係）

## 支出負担行為整理区分表（乙）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為額の範囲	収入役に協議を要するもの
1 資金前渡	資金の前渡をするとき。	資金の前渡をする額	
2 繰替払	繰替払決定のとき。	繰替払決定の額	
3 過年度支出	過年度支出を行うとき。	過年度支出を要する額	別表第1に準じる。
4 繰越し	当該繰越分を含む支出負担行為を行なうとき。	繰越しをした金額の範囲内の額	別表第1に準じる。
5 返納金の戻入	現金の戻入の通知（現金の戻入）のあったとき。	戻入を要する額	別表第1に準じる。
6 債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為の額	

備考 支出負担行為に必要な書類については、別表第1に準ずる。

別表第1の3（第87条関係）

事前承認事務決裁区分表

区分	助役	部長	課長	財政課長 (合議)
報償品購入契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
需用費の支出に 係る契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
役務費の支出に 係る契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
委託契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	全額
使用料賃借料の 支出に係る契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
工事等の請負契 約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	全額
原材料購入契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
公有財産購入契 約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	全額
備品購入契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	全額
負担金の支出に 係る契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	50万円以上
補償契約	500万円未満	100万円未満	50万円未満	全額

(注) 単価契約及び長期継続契約については、財政課長との協議を必要とする。

別表第2（第133条関係）

物品分類表

目 次			
番号	分 類	番号	種 類
1	備品類	1	机及び椅子類
		2	戸棚及び保管庫類
		3	事務用機械及び器具類
		4	電気機器及び電気通信機器類
		5	写真及び光学機器類
		6	測定及び測量機器類
		7	冷暖房機器類
		8	厨房炊事機器類
		9	産業機器類
		10	衛星医療機器類
		11	車両類
		12	室内装飾及び美術品類
		13	レクレーション用具類
		14	非常用具類
		15	掲示板類
		16	その他
2	消耗品類	1	用紙帳簿類
		2	印刷物類
		3	証紙類
		4	文房印刷製本用品類
		5	電気用雑費類
		6	写真用雑品類
		7	鑑定分析試験用雑品類

		8	燃料油類
		9	実験実習用品類
		10	レクリエーション運動用雑品類
		11	衛生用雑品類
		12	医療用雑品類
		13	薬品類
		14	運送運搬用品類
		15	ちゅう房用品類
		16	機械器具附属部分品類
		17	装飾、被服及び寝具類
		18	雑品類
3	原材料品	1	土木用材料類
		2	建築材料類
		3	生産用材料類
4	生産品	1	生産品
5	動物	1	動物

別表第3（第161条、第162条関係）

## 出納員等及び委任事項

課等	出納員	会計職員	委任事項
会計課	係長以上の職にある職員	出納員以外の職員	1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管 2 収支等命令の審査及び収入役の事前協議事項の審査 3 決算の調整及びこれに付随する書類の作成 4 物品の出納及び保管並びに検収
財政課	財政課長	係長以上の職にある職員及び管財係の職員	1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管 2 配当予算の執行にかかる決算の調整及びこれに付随する書類の作成 3 物品の出納及び保管並びに検収
各課等（会計課及び財政課を除く。）	課長等	係長の職にある職員	1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管 2 配当予算の執行にかかる決算の調整及びこれに付随する書類の作成 3 物品の出納及び保管並びに検収

別表第4（第175条関係）

様式番号	様式名称	主関係条文
1	歳出予算流用申請書	第16条
2	予備費充用申請書	第17条
3	調定通知書	第24条
4	戻入命令書	第29条
5	納付書 返納済通知書 返納通知書兼領収証書	第29条
6	納付書 納付済通知書 納付書兼領収証書	第32条
7	出納員領収証書（特殊のものは別に定める。）	第35条
8	現金領収済日付印（出納員用）	第35条
9	出納員現金出納簿	第35条
10	過誤納金還付命令書	第38条
11	戻出額調書	第38条
12	歳入更正書	第38条 第43条
13	収入日計表	第39条
14	督促状	第40条
15	諸収入金滞納処分証	第41条
16	不納欠損処分伺書	第42条
17	不納欠損処分調書	第42条
18	歳入受託者払込通知書 領収済通知書 領収証書	第44条
19	歳入受託者現金出納簿	第44条

20	支出負擔行為書	第46条
21	支出負擔行為兼支出命令書	第46条
22	支払額調書	第51条
23	支出命令書	第52条
24	旅費（費用弁償）請求・領収書	第53条
25	旅費（費用弁償）請求・領収書	第53条
26	旅費（費用弁償）精算・請求書	第53条
27	支出負擔行為整理票	第53条
28	支出負擔行為整理簿	第53条
29	支出経過整理票	第53条
30	未確定前渡資金請求書	第53条
31	前金払請求書	第53条
32	出来高払請求書	第53条
33	請負金請求書	第53条
34	就労調書	第53条
35	報償費等請求領収書	第53条
36	物品検査調書	第53条
37	証明書	第53条
38	支払証明書	第60条
39	資金前渡精算書	第61・64条
40	資金前渡・概算払整理簿	第61・64条
41	前金払整理簿	第66条
42	公金振替命令書	第72条
43	歳出更正書	第82条
44	予定価格調書	第91・92条
45	入札書	第94条

46	落札決定通知書	第97条
47	請書	第106条
48	請書（工事以外）	第106条
49	監督・検査・確認申請書	第110条
50	一時繰替金整理簿	第117条
51	一時借入金整理簿	第118条
52	有価証券受入決議書	第120条
53	歳入歳出外現金（有価証券等）出納簿	第120条
54	有価証券払出決議書	第120条
55	現金出納簿兼日計表	第131条
56	歳計現金及び歳入歳出外現金等収支現計表 (現金出納月計表)	第131条
57	重要備品整理票	第134条
58	備品出納簿	第138条
59	不用品（処分）決定通知書	第143条
60	備品標示票	第145条
61	債権整理簿	第149条
62	債務履行期限延長申請書	第156条
63	債務履行期限延長承認通知書	第156条
64	臨時出納員通知書	第162条
65	会計職員任命通知書	第162条
66	歳入現計調書	第164条
67	歳出現計調書	第164条

様式第1号

## 歳出予算流用申請書

流

起票日

会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管				審査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課		命令日	平成年月日
-----	--	-----	-------

理由	
----	--

科目	流用元科目			流用先科目		
年度		繰越区分			繰越区分	
主管課						
会計						
款						
項						
目						
事業						
節						
細節						
説明						
明細番号		事業番号			事業番号	

予算現額	円	円
支出負担行為済額	円	円
予算残額	円	円
流用金額	円	円
差引予算残額	円	円

上記のとおり歳出予算の流用を行ったので通知します。	入力照合

財政担当課長

流用番号

様式第2号

## 予 備 費 充 用 申 請 書

充

起票日

会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主 管 管				審 査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主 管 課		命 令 日	平成 年 月 日
-------	--	-------	----------

理 由	
-----	--

科 目	予 備 費		充 用 先 科 目	
年 度		繰越区分		繰越区分
主 管 課				
会 計				
款				
項				
目				
事 業				
節				
細 節				
明細番号		事業番号		事業番号

予 算 現 額	円	円
支出負担行為済額	円	円
予 算 残 額	円	円
充 用 金 額	円	円
差引予算残額	円	円

上記のとおり予備費の充用を行ったので通知します。	財政担当課長	入力照会
--------------------------	--------	------

充当番号

様式第3号

## 調定通知書

調

起票日

会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管			
			部長	課長	係長	起票者

審査			
収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課			金額	円
会計				
款			予算現額	円
項			調定累計	円
目			収入済額	円
節			差引調定累計	円
細節			当該調定累計	円
説明			明細番号	

摘要			

債務者	住所			
	氏名			
	電話番号	調定方法	調定番号	支払印

上記のとおり調定したので通知します。			
			支払印
上記のとおり収納されたい。			

伝票番号

様式第4号

## 戻入命令書

戻

起票日


会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管				審査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課		金額	円
会計			
款		予算現額	円
項		執行済額	円
目		予算残額	円
事業		××	
節		返納区分	
細節			
説明		明細番号	

摘要要		控除額	所得税	円
			社会保険	円
			その他	円
			差引支給額	円

債権者	住所	戻入方法		口座要件
	電話番号	負担行為番号		

様					支払印

上記のとおり戻入を命ずる。

年月日

事業番号

伝票番号

様式第5号

## 神埼市 収納済通知書

神埼市 納付書

年度	会計 繰越 款 項 目 節 細節	主管課 総務課広報・人権係
伝票番号	負担行為番号	返納額 円
氏名 様		

年度	主管課 總務課広報・人権係
----	------------------

氏 名

樣

負擔行為番号
返納額 円

摘要	上記の金額を返納しましたので通知します。	領 収 日 付 印
	神埼市収入役職務代理者様	
返納期限日		

摘要	
上記の金額を返納します。	領 収 日 付 印

(神埼市保管)

佐賀県神埼市

(金融機關保管)

佐賀県神埼市

神埼市 反納通知書兼領收証書

年度	会計 繰越 款 項 目 節 細 節	主管課 総務課広報・人権係
----	-------------------	------------------

住所

様



伝票番号	負担行為番号	返納額 円
発行日	摘要	

### 返納期限目

上記の金額を領収しました。

上記の金額を返納してください。

領 収 日 付 印

神埼市長職務代理者

印

## 様式第6号

神埼市 納付済通知書				神埼市 納付書
年度	会計 繰越 款 項 目 節 細 節			主管課
通知書番号	調定番号	伝票番号	納付額 円	年度 氏名
氏名				

摘要	通知書番号
上記の金額を領収しましたので通知します。 様	納付額 円
	摘要
	領 収 日 付 印
	上記の金額を納付します。
	領 収 日 付 印

※この領収済通知書は直接機械に読ませますので折ったり汚したりしないようにしてください。

年度	会計 繰越 款 項 目 節 細 節			主管課
住所				

氏名

通知書番号	調定番号	伝票番号	納付額 円
発行日	摘要		
納入期限日	上記の金額を領収しました。		
上記の金額を納入してください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           納付場所            □□銀行各支店及び☆☆役場派出所            ××銀行××支店            ☆☆銀行☆☆支店            ☆☆信用金庫☆☆支店            △△県農業協同組合各支店         </div>		
	領 収 日 付 印  佐賀県神埼市		

※この領収証書は5年間大切に保管してください。(返納者保管)

様式第7号

(出納員)

## 領 収 証 書

第 号	納入者住所			
年度	氏 名			
款 目		項 節		
細 節		細節説明		
金 額				
納 期 限				
ただし				
種 別	年 度	期別又は月別	金 額	
督 促 料				
延 滞 金				
内 訳				
現 金			円	
有価証券種類	振出人又は 裏書人氏名	支払又は納人	記号番号	
			証券金額	
計				円
上記の金額領收取致しました。 年 月 日 神埼市出納員				領収職員 
				出納員

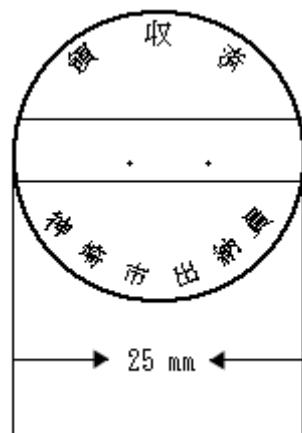
※ 原簿は、(出納員) 領収証書(原符)とする。

消込用は、(出納員) 領収済通知書とする。

様式第8号

現 金  
領 収 濟 日 付 印

(出納員用)



様式第9号

## (出 納 員) 現 金 出 納 簿

年 月 日	摘要	収納済	払込額	残 額	保管内訳	
					現 金	預 金

注) 電算機による処理等のため、上記様式を用いることが困難な場合は、内容の改変を伴わない限り必要に応じて様式を変更できる。

様式第10号

## 過誤納金還付命令書

還

起票日	合議					
	總務部長	財政課長				
	會計	款項	項目	節	細節	

主 管 課		金 額	円
会 計			
款		納 付 済 額	円
項		要 納 付 額	円
目		納 付 年 月 日	
節		還 付 方 法	
細 节			
説 明		明 細 番 号	

## 摘要

債 権 者	住 所		還付区分	
			口座要件	
	電話番号		調定番号	

<p>上記の金額を請求します。</p> <p>年　　月　　日</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>上記の金額を領収しました。</p> <p>年　　月　　日</p> <p>住所 :</p> <p>氏名 :</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<input type="checkbox"/> 印紙	

伝票番号

様式第11号

戻出額調書								
収入日		収入済額	調定期額	差引戻出額	戻出の理由	戻出先		
年	月	日				住所	氏名	口座振込先等
合計								
調書作成者		年	月	日	作成	所属		職氏名 (印)

様式第12号

## 歳入更正書

更

起票日

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管			
			部長	課長	係長	起票者

審査			
収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課		更正命令	平成年月日
-----	--	------	-------

理由	
----	--

科目	減額する科目		増額する科目	
年度		繰越区分		繰越区分
主管課				
会計				
款				
項				
目				
節				
細節				
摘要				
調定番号				

調定累計	円	円
収入済額	円	円
更正金額	円	円
更正後収入済額	円	円

上記のとおり歳入の更正を行ったので通知します。	入力照合
-------------------------	------

更正番号

様式第13号

## 収入日計表

年度

年 月 日

(単位：円)

会 計	収 入 金 額	振 替 ・ 更 正	歳 入 還 付	日 計
合 計				

様式第14号

(諸収入金) 督 促 状										
年度				納期限		年 月 日				
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円	
指定期限	年 月 日									
納付場所										
上記のとおり未納になっておりますので、指定期限までに納めてください。なお、指定期限までに納付されないときは、財産差押の措置がとられますので念のため申添えます。										
年 月 日										
※ この督促状は、 月 日現在ですが行違いに納付済の場合 は御容赦ください。										

郵便はがき

神  
埼  
市  
長  
印

様式第15号

諸 収 入 金 滞 納 処 分 証

(表)

(裏)

神埼市事務吏員氏名 (又は技術吏員)	証第 号	9 cm
諸収入金滞納処分証	(生年月日)	
年 月 日交付	神埼市長	

5.5cm

この証票は、諸収入金を期限内に完納しない場合における滞納処分のため財産差押を行う場合、又は財産差押のため質問若しくは検査を行う場合に呈示するものとする。

樣式第 16 号

不 納 欠 損 处 分 同 書

年度所属	会計別		欠損処分年月日	年月日
調定科目	款項	目節	付記	

金額 ￥

内訳

整理番号	債務者		金額	調定年月日	時効又は免除年月日	欠損処分理由
	住所	氏名				
				・  ・	・  ・	
				・  ・	・  ・	
				・  ・	・  ・	
				・  ・	・  ・	
				・  ・	・  ・	

上記のとおり不納欠損処分をしてよいでしょうか。

年 月 日

神埼市長 様

(課長等)

印

様式第17号

## 不 納 欠 損 処 分 調 書

欠

起票日

会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管				審査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課			金額	円
会計				
款			納期日	年月日
項			時効起算日	年月日
目			調定番号	
節			明細番号	
細節				
説明				

債権者	住 所		職業	
			電話番号	

欠損事由		欠損金の内容

調査事項		添付書類

伝票番号

上記のとおり不納欠損処分したので通知します。

年 月 日

課長





## 様式第18号

各号縦18.2cm

横11cm

払込通知書委

(歳入受託者) 会計

第 号	(歳入受託者)						
年度							
款	項						
目	節						
細節	細節説明						
金額							
千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし外件							
添付=領収済通知書 通							
上記のとおり払込みま す。		領収日付印					
年 月 日							

領収済通知書委

会計

第 号	(歳入受託者)						
年度							
款	項						
目	節						
細節	細節説明						
金額							
千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし外件							
添付=領収済通知書 通							
上記の金額を領収したの で通知します。		領収日付印					

領收証書委

会計

第 号							
年度							
款	項						
目	節						
細節	細節説明						
金額							
千	百	拾	万	千	百	拾	円
ただし外件							
添付=領収済通知書 通							
上記の金額を領収しまし た。		領収日付印					

## 様式第19号

## (歳入受託者) 現金出納簿

日報日付		金額等		授受日附		歳入受 託者印	収納機 関受領 者印	備 考
		枚数	金額					
月	日	枚	円	月	日			

注) 電算機による処理等のため、上記様式を用いることが困難な場合は、内容の改変を伴わない限り必要に応じて様式を変更できる。

様式第20号

## 支出負担行為書

負

起票日平成 年  
月 日  
平成 年度  
現年度

会計	款項	項目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管				審査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課	情報政策課	金額	円
会計			
款		予算現額	円
項		負担行為済額	円
目		予算残額	円
事業		変更前	円
節		変更後	円
細節			
説明		明細番号	

摘要	備品修繕料

債権者 1	住所	〒	支払方法	口座振込
			口座要件	
	電話番号			負担行為番号

契約内容	契約年月日	年月日	
	契約期間	年月日～	年月日
	添付書類		
	支出方法	事由	
			契約書保管課

事業番号

伝票番号

様式第21号

## 支出負担行為兼支出命令書

兼

起票日

会計	款	項	目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管				審査			
			部長	課長	係長	起票者	収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課			金額	円
会計				
款			予算現額	円
項			負担行為済額	円
目			予算残額	円
事業			差引予算残額	円
節				
細節			支払区分	円
説明			明細番号	

摘要要		控除額	所得税	円
			社会保険	円
			その他	円
			差引支給額	円

債権者	住所	支払方法	
		口座要件	
	電話番号	負担行為番号	

上記の金額を請求します。  印				
				支払印
様 上記の金額を領収しました。 年月日	印紙			
住所: 氏名:	印			

事業番号

伝票番号

様式第22号

支 払 額 調 書

金額	一金	円也
----	----	----

様式第23号

## 支 出 命 令 書

支

起票日

会 計	款 項	目 節	細節

合 議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市 長	助 役	主 管 管				審 査			
			部 長	課 長	係 長	起 票 者	収 入 役	会 計 課 長	会 計 係 長	審 査 係

主 管 課		金 額	円
会 計			
款		負担行為済額	円
項		支 出 累 計	円
目		未 支 出 額	円
事 業		差引未支出額	円
節			
細 節		支 払 区 分	
説 明		明 細 番 号	

摘要		控	所 得 税	円
		除	社会保険	円
		額	そ の 他	円
			差引支給額	円

債 権 者	住 所	支 払 方法	
		口 座 要 件	
	電話番号	負担行為番号	

上記の金額を請求します。  印				
				支 払 印
様 上記の金額を領収しました。 年 月 日	印紙			
住所： 氏名：	印			

事業番号

伝票番号

樣式第24号

## 旅費（費用弁償）請求・領収書 一概算払・確定払一

上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 神埼市長

上記（別紙計算書）のとおり領収しました。

年      月      日

(あて先) 神埼市役所

旅行者

印

様式第25号

# 旅費（費用弁償）請求・領収書 一概算払・確定払一

下記のとおり 〔請求します。  
                  領収しました。〕

年 月 日 (あて先) 神埼市長

(計算基礎は、別紙計算書のとおり)

様式第26号

旅費（費用弁償）精算・請求書

精算区分		概算受領額			所属、補職		氏					名	
・追給 ・返納		月日	円									(印)	
精算額	円		追給額	円		返納額	円						
旅行先			用務										
月日 及び発着地名	宿泊地	鉄道賃等			その他の運賃		雜費		宿泊		その他		
		路程	運賃	急行料 その他	路程	金額	日数	金額	泊数	金額			
月日発 月日着		km	円	円	km	円	日	円	泊	円	円		
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													
月日発 月日着													

月 日 発										
月 日 着										
月 日 発										
月 日 着										
月 日 発										
月 日 着										
月 日 発										
月 日 着										
月 日 発										
月 日 着										
月 日 発										
月 日 着										
計 ¥										

上記のとおり請求（報告）します。

年 月 日

(あて先) 神埼市長

領 収 書

金額	円
----	---

上記金額、旅費（費用弁償）追給分として領収しました。

年 月 日

(あて先) 神埼市収入役

旅 行 者

印

様式第27号

票整理行為負擔負出

(注) 本票は事業別、支出科目別及び支出負担行為の相手方ごとそれぞれ記入すること。

(注) 支出負担行為額欄は、消費税込の金額を記入してください。

様式第28号

## 支出負担行為整理簿

課長	係長	係	支出負担行為の 相手方の 住所氏名			
支出負担行為額		円		ただし、年月分賄い材料代として		
支 出 科 目	款	項	目	節	細節	細々節
明細						
日	金額	摘要	日	金額	摘要	
1			17			
2			18			
3			19			
4			20			
5			21			
6			22			
7			23			
8			24			
9			25			
10			26			
11			27			
12			28			
13			29			
14			30			
15			31			
16						
				月計		

注 1 本簿は、月別、支出科目別及び支出負担行為の相手ごとにそれぞれ整理すること。

2 規格は、A4とする。

樣式第29号

## 支 出 經 過 整 理 票

様式第30号

未確定前渡資金請求書										
金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
所得税相当額										
資金前渡請求額										
上記の金額について、下記内訳のとおり直接現金による支払を必要としますので、資金の前渡を請求します。										
日時										
場所										
目的（用途）										
内訳 (計算の基礎)										
年月日 課名(係) 資金前渡職員職 氏名 <span style="float: right;">印</span> 収支等命令者様										
上記金額を領収しました。 年月日 課名(係) 資金前渡職員職 氏名 <span style="float: right;">印</span> 出納長(委任出納員)様										

様式第31号

## 前金払請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、年月日請負契約を締結した下記工事請負金額の割相当額

1 工事名

2 工事場所

3 工期 着工 年月日  
成工 年月日

日間

4 請負金額

上記のとおり前金払の支払を受けたいので、保証事業会社の保証証書を添えて請求します。

年月日  
請負者住所  
氏名

様

振込先	銀行	普通預金	口座番号
	信用金庫	店	当座預金
口座名義人			

様式第32号

## 出来高払請求書(第回)

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 1 工事名  
 2 工事場所  
 3 工期 着工 年月日  
     成工 年月日  
 4 請負金額  
 5 前金払受領額  
 6 総出来高金額  
 7 同上九割金額  
 8 前金払控除額  
 9 出来高払受領額  
     1回  
     2回  
     3回  
 10 差引今回請求額

上記のとおり工事請負金の部分払を請求します。

年月日  
 請負者 住所  
 氏名 (印)

様

振込先	銀行	普通預金	口座番号
	信用金庫	店	当座預金
口座名義人			

様式第33号

## 請負金請求書(成工)

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事名

工事場所

契約年月日 年 月 日

工 期 着工 年 月 日  
成工 年 月 日

成工年月日 年 月 日

請負金額

前金払受領額

部分払受領額

1回

2回

3回

差引請求額

上記のとおり工事完成したので工事請負金額を請求します。

年 月 日

請負者 住 所

氏 名

(印)

様

振込先	銀 行	普通預金	口座番号
	信用金庫	店 当座預金	
口座名義人			

樣式第34号

就 労 調 書

從事事業名\_\_\_\_\_

從事場所\_\_\_\_\_

様式第35号

## 報償費等請求領収書

摘要	金額	所得税	差引支給額	職名	氏名	領収印
	円	円	円			
計						
上記金額領収しました。 年　月　日 (あて先) 神埼市収入役 (あて先) 資金前渡職員	上記金額請求します。 年　月　日 (あて先) 神埼市長					

## 様式第36号

物 品 檢 查 調 書							
契 約 種 別	一般競争入札、指名競争入札、隨 意 契 約 、 単 價 契 約			用 途			
品 目		規 格	単 位	数 量	单 價	金 領	備 考
計							
契約年月日	年 月 日			履行期限	年 月 日		
納入年月日	年 月 日			検査年月日	年 月 日		
検査場所				検査所見			
納入者 住所 氏名							
上記のとおり検収しました。							
検査者職 氏名						年 月 日 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	
立会人	氏 名			氏 名			
							<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>

(注) 品目、検査所見等を所定欄に記載できないときは、別紙を作成し、本書に添付すること。

様式第37号

証明書

年　月　日現金受領のため神埼市出納室に出頭した下記の者は、債主  
(債主の使用人) に相違ないことを証明します。

住所 氏名

年　月　日

(あて先) 神埼市収入役

證明者 住所  
氏名



## 様式第38号

<u>支 払 証 明 書</u>				
支 払 金 額				
支 払 月 日	年 月 日	支 払 地		
支 払 先	所在地			
費 途 明 細	種 別	単 價	數 量	金 額
	計			
上記のとおり支払った事相違ありません。				
年 月 日				
(課名等)				
職 氏名				印

様式第39号

## 資 金 前 途 精 算 書

精

起票日

会 計	款	項	目	節	細節

合 議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市 長	助 役	主 管 管				審 査
			部 長	課 長	係 長	起 票 者	

次のとおり精算報告いたします。	住 所
	職 名 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

主 管 課		精 算 金 額	円
会 計			
款		受 領 年 月 日	
項		受 領 額	円
目		支 払 確 定 額	円
事 業		予 算 現 額	円
節		負 担 行 為 濟 額	円
細 節		予 算 残 額	円
説 明		明 細 番 号	

摘要	
----	--

事業番号

伝票番号



## 様式第40号

資金前渡・概算払整理簿

年度		事 業 名 科 目 節名又は細節名	支 出 (戻出) 命 令 番 号	収 支 区 分 氏 名	精 算 項 目			支 払 日						
資 金 前 渡 額 概 算 受 高	精 算 年 月 日				専 決 権 者 印	収 入 役 又 は 補 助 出 納 員 印	備 考							
					精 算 額	追 給 額	返 納 額							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							
					月 日	月 日	月 日							
					円	円	円							

樣式第41号

前 金 扣 整 理 簿

年 月 日作成

様式第42号

## 公 金 振 替 命 令 書

公

起票日

合 議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市 長	助 役	主 管			
			部 長	課 長	係 長	起 票 者

審 査			
収 入 役	会 計 課 長	会 計 係 長	審 査 係

主 管 課		更 正 命 令	平 成 年 月 日
-------	--	---------	-----------

事 由	
-----	--

科 目	払 出 科 目		受 入 科 目	
年 度		繰 越 区 分		繰 越 区 分
主 管 課				
会 計				
款				
項				
目				
事 業				
節				
細 節				
摘要				
明細番号		事 業 番 号		事 業 番 号

予 算 現 額	円	円
收 入 濟 額 又 は 執 行 濟 額	円	円
振 替 金 額	円	円
振替後收 入 濟 額 又 は 執 行 濟 額	円	円
予 算 残 額	円	円

上記のとおり振替を行ったので通知します。	入力照合

振替番号

様式第43号

## 歳出更正書

更

起票日

会計	款項	項目	節	細節

合議		
総務部長	財政課長	

決裁区分	市長	助役	主管管			
			部長	課長	係長	起票者

審査			
収入役	会計課長	会計係長	審査係

主管課		更正命令	平成年月日
-----	--	------	-------

事由	
----	--

科目	減額する科目		増額する科目	
年度		繰越区分		繰越区分
主管課				
会計				
款				
項				
目				
事業				
節				
細節				
摘要				
負担行為番号		事業番号		事業番号

予算現額	円	円
支出負担行為済額	円	円
訂正金額	円	円
訂正後支出負担行為済額	円	円
予算残額	円	円

上記のとおり歳出の更正を行ったので通知します。	入力照合
-------------------------	------

更正番号

様式第44号

## 予 定 價 格 調 書

契 約 番 号		入 札 年 月 日		No.	
工 事 名					
工 事 場 所					
<p>次のとおり予定価格を定める。</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					
入 札 比 較 價 格 [税抜]					
予 定 價 格 [税込]					
設 計 (見 積) 金 額 [税抜]					
設 計 (見 積) 金 額 [税込]					
調 査 基 準 價 格 [税抜]					
調 査 基 準 價 格 [税込]					

## 様式第45号

入札書(工事) (あて先) 神埼市長 神埼市財務規則第94条の規定に基づき、下記のとおり入札します。	
入札金額	
工事名	第 号
工事場所	神埼市
年月日	住所 入札者 氏名
	(印)

様式第46号

## 落札決定通知書

契約番号	
件名	
履行場所	
契約金額	¥ (うち消費税額及び 地方消費税額) ¥
工期	
契約保証金	
契約書提出期限	
現場代理人届及び 工程表等の提出期限	
その他	

本件の入札については、あなたに落札しました。については上記により手続をお願いします。

年　月　日

神埼市長

様

様式第47号

## 請書

様

工事名	
工事場所	
工 期	着工 年月日
	成工 年月日
契約金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

上記の工事について下記条件によりお請けいたします。

- 1 工事は別紙工事費内訳明細書により施行完成します。ただし、工事費内訳明細書に明示されない部分については、すべて市の指示に従います。
- 2 市の承諾を得ないで、工事に関する権利、義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。
- 3 工事が完成したときは、書面をもって検査を申請します。
- 4 物件の所有権は、市が合格と認定し、受領書を交付されたときから市に移るものとし、その前に生じた一切の損失はすべて当方が負担します。  
なお、取引後1年以内に貴市の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じたときは無償で手直し致します。
- 5 工事に使用する材料は、市の担当者の検査に合格したものを使用します。
- 6 当方が不可抗力その他正当な事由によらないで工期を誤った場合は工期末日の翌日から完成の日までの日数に応じ、契約金額に対し、年利3.60%の割合で計算した額を遅延利息として支払います。
- 7 当方の責めに帰する事由により契約を解除されたときは違約金として請負金額の10分の1を支払います。
- 8 市の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は相当の補償の申出をいたします。
- 9 この件について、疑義が生じたときは協議の上定めます。

年 月 日

住 所

氏 名

印

## 様式第48号

## 請書（工事以外）

## 様

品名	
数量	
契約金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
納入期限	

上記物品の納入について下記条件によりお請けいたします。

- 1 物品の納入については市の指示に従います。
- 2 市の承諾を得ないで、この件に関する権利、義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。
- 3 物品の所有権は、市が合格と認定し、受領書を交付されたときから市に移るものとし、その前に生じた一切の損失はすべて当方が負担します。  
なお、検査後1年以内に貴市の故意又は過失によらないで、破損その他不完全な箇所が生じたときは無償で手直し致します。
- 4 当方が不可抗力その他正当な事由によらないで納期を誤った場合は納期末日の翌日から完納の日までの日数に応じ、契約金額に対し、年利3.40%の割合で計算した額を遅延利息として支払います。
- 5 当方の責めに帰する事由により契約を解除されたときは違約金として請負金額の10分の1を支払います。
- 6 市の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は相当の補償の申出をいたします。
- 7 この件について、疑義が生じたときは協議の上定めます。

年　月　日

住 所

氏 名



様式第49号

監督・検査・確認 申請書 様	
下記工事について を実施してください。 なお、併せて工事の成工認定日をもって当該物件の引き渡しを申請します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
希 望 年 月 日	年 月 日 時
契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 期 限	年 月 日
契 約 金 額	
前 払 金 受 領 額	
部 分 払 受 領 額	
残 額	
摘要	要
部 分 払 (第 回)	
請求額	成 工 払
年 月 日	
申請者 住 所 氏 名	

注 1 摘要欄には、申請の内容を記入すること。

2 部分払又は成工払を請求する場合については、それぞれ請求額を記入すること。

様式第50号

一 時 繼 替 金 整 理 簿

※ 各会計ごとに分けて整理すること。

様式第51号

## 一時借入金整理簿

※ 各会計ごとに区分し整理すること。

様式第52号  
課長 係長 取扱者

有価証券受入決議書

所属	受入年月日	
年度	年度	
会計	受入額	円
款		
項		
目	有価証券の種類	
節		

債務者

〒

電話

件名

備考

収入役 課長 係長 審査

様式第53号

歳入歳出外現金（有価証券等）出納簿 (科目 )

(項目 )

有価証券等の種類		金額	調定 月日		受入済 月日		払出済 月日		提出者の住 所・氏名	保管上の 注意事項
種類	記号・番号									
	No.									
	No.									
	No.									
	No.									
	No.									
	No.									

様式第54号

課長 係長 取扱者

## 有価証券払出決議書

所属	払出年月日	
年度	年度	
	払出額	円
会計	有価証券の種類	
款		
項	残額	円
目		
節	支払希望年月日	
債権者		
元		

電話

件名	
備考	

収入役 課長 係長 審査

様式第55号

年度 年 月 日現在

## 現金出納簿兼日計表

(あて先) 神埼市長 年 月 日

下記のとおり現金残高を報告いたします。

神埼市収入役

神埼市収入役様

年 月 日

現金残高は、下記のとおりです。

神埼市指定金融機関

(単位：円)

会計名	一般会計	特別会計	歳入歳出外現金	基金		合計
前日繰越高						
歳入	収入					
	還付					
	振替更正					
	日計(A)					
	月計					
	累計(B)					
歳出	支出					
	戻入					
	振替更正					
	日計(C)					
	月計					
	累計(D)					
一時 繰替 金	繰入(+)					
	繰出(-)					
	累計残高					
一時 借入 金	借入(+)					
	償還(-)					
	累計残高					
現金 一時 保管 金	償還(+)					
	預入(-)					
	累計残高					
釣銭準備金						
繰上充用額						
剰余金						
繰越残高						

## 様式第56号

年度 年 月分 歳計現金及び歳入歳出外現金等収支現計表〔現金出納月計表〕  
 神埼市長様 年 月 日 神埼市収入役様 年 月 日  
 下記のとおり月末現金残高を確認しました。  
 神埼市収入役 各会計毎の月末現金残高は下記のとおりです。  
 神埼市指定金融機関

(単位：円)

区分	前月から の繰越額	収 入	支 出	差引過不足額	一時繰替金	一時借入金	現金一時保管金 運用状況	釣銭資金	収支残高
		本月分	本月分						
一般会計				( )	( )	( )	( )	( )	
特別会計				( )	( )	( )	( )	( )	
				( )	( )	( )	( )	( )	
				( )	( )	( )	( )	( )	
				( )	( )	( )	( )	( )	
歳入歳出外現金	保証金・税金及び掛金等			( )	( )	( )	( )	( )	
	敷金			( )	( )	( )	( )	( )	
	市有現金（基金）			( )	( )	( )	( )	( )	
	歳入歳出外現金計			( )	( )	( )	( )	( )	
	総 計			( )	( )	( )	( )	( )	

様式第57号

## 重 要 備 品 整 理 票

重要備品No.

課名

分 類	種類番号	品目番号	附 屬 品			備 考
			品 名	規 格	その他	
品 名						
規 格						
製 造 No.						
購 入 年 月 日						
購 入 金 額						
購 入 先						
そ の 他						
購 入 費 目						
購 入 後 の 異 動						
管 理 (供 用) 換			改造等による価値の変動			
年 月 日	箇 所 名	摘 要	年 月 日	内 容	摘 要	

備考1 本票は、1品ごとに作成すること。

2 重要備品No.は、その都度契約担当課から通知するNo.とし、市の連番号とする。

樣式第58号

- 備考 1 会計年度ごとに整理区分に従って年計、累計すること。

2 整理区分は、別表による。

3 会計年度末日における貸付、寄託の現在数を備考欄に記載すること。

4 会計別、課別に別冊とすること。

5 納入業者名を受入先に記入すること。

様式第59号

## 不用品（処分）決定通知書

年度 決年		伺年月 決年月日				第号		会計別	
市長	副市長	総務部長	財政課長	副課長	係長	係員			
主管部長	主管課長	副課長	係長	係員					
所在		処分方法	譲渡、管理換、交換、貸付、売却、廃棄						
下記物品、不用品に決定し、処分方法のとおり処理致したく伺います。									
品目	規格	単位	数量	処分見込価格		備考	備品番号		
				単価	金額				
摘要				出納簿	供用簿				
				月日 <input type="button" value="印"/>	月日 <input type="button" value="印"/>				

様式第60号

備 品 標 示 票

神 埼 市 備 品					
分類	大	中	小	細	番号
購入	年 月 日				
設置					
管理					

30mm



50mm

## 様式第61号

## 債 權 整 理 簿

年 度	年 月 日	区 分	摘要	債務者名	債務者住所	債 權 金 額	履 行 期 限	処 理 状 況
				( )	( )	円		
				( )	( )			
				( )	( )			
				( )	( )			
				( )	( )			
				( )	( )			
				( )	( )			

- 注 1 各月分の調定未済債権額の合計及びそれまでの調定未済の債権額の合計を記入すること。  
 2 履行期限の属する年度別にそれぞれ別葉に整理すること。  
 3 摘要欄には、発生原因、調定及び分割納付の内容を記入すること。  
 4 ( ) 内には保証人の住所氏名を記入すること。  
 5 処理状況欄には、履行期限の延長の特約調定済及び徵収金整理簿との関係を記入すること。

## 様式第62号

債務履行期限延長申請書					
年月日提出					
申 請 者		住所 氏名 (名称)			
神埼市財務規則第156条の規定により、 下記のとおり債務履行期限の延長を申請します。					
債務の発生原因及び 年月日					
履行期限延長の申請 理由					
履行期限延長の申請期間	年月日から年月日まで				
金額	分割納入の方方法				
円	分割納入期限			金額	
	年月日				
	年月日				
	年月日				
※ 年月日	担保提供の種類				
	種類	数量	価格	所在	保証人住所
備考					

注 1 理由を証明すべき書類を添付すること。

2 ※印は、記入しないこと。

## 様式第63号

債務履行期限延長承認通知書			
		年　月　日	
様		職　氏名	(印)
年　月　日付けで申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を付して承認します。			
債務者	住所	金額	
	氏名 (名称)		
条件			

様式第64号

第 号  
年 月 日

(あて先) 神埼市収入役

神埼市長

印

## 臨時出納員通知書

今回、課において下記のとおり臨時出納員を任命したので通知します。

記

	出 納 員 (課 長 等)	臨 時 出 納 員
職 名		
氏 名	(印)	(印)
任 命 年 月 日		年 月 日
任 命 の 理 由		

様式第65号

第 号  
年 月 日

(あて先) 神埼市収入役

出納員 職名  
氏名

## 会計職員任命通知書

今回、課において私の補助職員につき、下記のとおり任命したので通知します。

記

職名	
会計職員名	
任命年月日	年 月 日
任命の理由	
担当事務の内容	

様式第66号

年度 月分 歳 入 現 計 表 (年 月 日)  
 (歳入) (単位:円)

科目別	予算現額 (A)	調定額		収入済額		収入未済額	不納欠損額	収入歩合 (%)	
		本月分	計 (B)	本月分	計 (C)			予算(C/A)	調定(C/B)
歳 入 合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
一 時 繰 替 金									
一 時 借 入 金									
現 金 一 時 保 管 金									
繰 上 充 用 額									
合 計									

(注) 1 ( ) 内は、継続費・遅次繰越予算、繰越明許予算、事故繰越予算の合計を示す。

様式第67号

年度 月分 嵩出現計表 (年月日)  
(歳出) (単位:円)

科 目 別	予 算 現 額					支 出 額		予 算 残 高 (A-B)	執 行 率 %
	当 初 (千円)	弾力条項(千円) 補正(千円)	繰 越	配 当 替 ・ 流 用 ・ 充 用	計(A)	本月分	計(B)		
歳 出 合 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
一 時 繼 替 金									
一 時 借 入 金									
現 金 一 時 保 管 金									
釣 錢 資 金									
剩 余 金									
合 計									

(注) 1 ( ) 内は、継続費・過次繰越予算、繰越明許予算、事故繰越予算の合計を示す。